

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月8日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	6
同意第3号の上程、説明	7
議案第29号の上程、説明	8
議案第30号の上程、説明	9
議案第31号の上程、説明	10
議案第32号の上程、説明	11
議案第33号の上程、説明	12
議案第34号の上程、説明	12
議案第35号の上程、説明	13
報告第8号の上程、報告	13
報告第9号の上程、報告	13
報告第10号の上程、報告	14
報告第11号の上程、報告	14
散会の宣告	16

第 2 号 (6月9日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17

議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
宮 城 貢 議員	19
吉 浜 覚 議員	26
新 崎 悟 一 議員	33
大 山 美佐子 議員	41
大 城 邦 彦 議員	44
宮 城 良 治 議員	49
宮 城 美和子 議員	51
大 城 佐 一 議員	54
散会の宣告	60

第 3 号 (6月12日)

開議、散会の日時	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	63
事務局出席者	63
議事日程	64
開議の宣告	65
議案第29号の質疑、委員会付託	65
議案第30号の質疑、委員会付託	68
議案第31号の質疑、委員会付託	68
議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
議案第33号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	69
議案第34号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	70
議案第35号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71
諸般の報告	71
散会の宣告	72

第 4 号 (6月14日)

開議、閉会の日時	73
出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	73
事務局出席者	73
議事日程	74

開議の宣告	75
同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	75
議案第29号～議案第31号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	76
議案第32号の上程、委員長報告、質疑、修正動議提出、修正動議の説明、修正動議の質疑、修正動議の撤回、討論、採決	80
沖縄県北部医療組合議会議員の選挙	83
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
閉会の宣告	86
署名議員	86

※途中ページが抜けている箇所は、仕切りとなっているページを省略して掲載しております。

令和5年第4回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和5年6月8日
会期7日間
閉会 令和5年6月14日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月8日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・承認第3号提案説明、質疑、委員会付託省略（即決）・議案提案説明・報告4件
6月9日	金	本会議	午前10時	一般質問
6月10日	土	休 会		議案検討
6月11日	日	休 会		議案検討
6月12日	月	本会議	午前10時	議案第29号～第31号質疑、総務常任委員会付託 議案第32号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第33号～第35号質疑、委員会付託省略（即決）
6月13日	火	委員会	午前10時	議案第29号～第31号総務常任委員会（説明～採決）
		委員会	午後1時30分	議案第32号予算審査特別委員会（説明～採決）
6月14日	水	本会議	午前10時	同意第3号質疑、委員会付託省略、討論、表決 議案第29号～第31号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第32号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 選挙第1号 意見書等の処理（閉会）

会期日数 7日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
4	令和5年5月15日	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協会 新垣安男	議員配布
5	令和5年5月18日	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書	インボイス制度を考えるフリーランスの会 代表 阿部伸	議員配布

令和5年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和5年6月8日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和5年6月8日 午前10時00分)

散 会 (令和5年6月8日 午前10時44分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第1号））	提案説明 付託省略
6	同意 第3号	教育委員会教育長の任命について	提案説明
7	議案 第29号	大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例	提案説明
8	議案 第30号	喜如嘉の芭蕉布事業基金条例	提案説明
9	議案 第31号	大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について	提案説明
10	議案 第32号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明
11	議案 第33号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
12	議案 第34号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
13	議案 第35号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）	提案説明
14	報告 第8号	専決処分の報告について（令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の変更契約）	報告
15	報告 第9号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和4年度大宜味村一般会計予算）	報告
16	報告 第10号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算）	報告
17	報告 第11号	塩屋湾周辺利活用推進基本構想の策定について	報告

-
- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。

会議を始める前に一言申し上げます。

今議会より、新議場での会議となります。心機一転、これからも村民から期待され、使命感と責任感を持って村政を築くため、議員及び執行部、みんなで円滑な議会運営に全力で取り組むことをお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） ただいまから令和5年第4回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 新崎悟一議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月14日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しをください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) おはようございます。

先月、5月8日から新庁舎での業務がスタートし、本日でちょうど一月を迎えました。少し落ち着いてまいりました。職員一同新たな気持ちで業務に取り組んでいるところでございます。

本議場においては、最初の議会となります令和5年第4回定例会が本日全議員出席の下、開催されますことを感謝申し上げます。今後この議場を中心に議論、審議が深まることを希望いたします。

それでは本年3月から5月までをかいつまんで報告申し上げます。

3月28日に、県庁記者会見室において、琉球大学と北里大学との共同研究によりシークワサー由来ノビレチンに新型コロナウイルスに対する抗ウイルス作用があるとの合同記者発表会があり、参加しました。今後のシークワサー振興に弾みがつくものと思いました。

4月9日に、一心会との懇親会が那覇市内であり、村議会議長、課長等も参加して、共有会との懇親を深めてまいりました。

4月18日には、結の浜地区大型宿泊施設誘致及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会を旧大宜味小学校体育館で開催し、経緯と事業内容の説明、併せて意見交換を行い理解を求めてまいりました。

4月28日には、令和5年度沖縄振興拡大会議が県立武道館で開催され、沖縄県をはじめ、市町村長、市町村議会議長などが参加し、沖縄県の課題、問題について話し合われました。

4月30日には、新庁舎竣工報告会及び内覧会を実施し、安全祈願と多くの村民が新庁舎を見学されました。

5月20日には、新庁舎落成式典を開催し、落成を祝いました。

5月23日には、令和6年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換会が県主催で那覇市内において開催され、令和6年度に向けた取組等が話し合われました。

5月26日には、八重瀬町において、沖縄地区史跡整備市町村協議会第47回大会が開催され、次年度は大宜味村で開催されることが決定されました。

5月30日には、村民の声を村長が直接聞く日に設定し、個人を含め11組の村民から要望、意見等を直接聞くことができました。

なお、令和4年度入札結果報告と令和5年度入札結果報告についても添付しておりますが、令和5年5月31日現在において入札がなかったということで、令和5年度報告は空白となっております。後ほどお目通し願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長(大城佐一) これで行政報告を終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としては、新型コロナワクチン接種事業及び低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付事業の実施に当たり、早急に予算措置を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年5月16日に一般会計補正予算を専決処分したものでございます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第1号））を採決します。

本案は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第3号については、承認されました。

◎同意第3号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第3号 教育委員会教育長の任命について

大宜味村教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋1306番地84 結ホーム211号室

氏 名 宮城 政信

昭和31年1月11日生

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

令和5年5月22日付で教育長から6月30日を以て辞職をしたいとの申し出があり、それを受理したので、7月1日から宮城政信氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、今回の教育長の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定で、前任者の残任期間となっておりますので、令和6年11月9日までとなっております。

宮城政信氏は、長年にわたり県内の学校教育に御尽力され、教育の振興に多大な貢献をされ今日に至っております。氏の教育に対する熱意、そして力量は広く県民が認めるところで、今後の本村教育の振興発展のため、氏のさらなる手腕に期待を寄せているところでございます。

なお、履歴書を添付していますのでお目通し願います。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）に掲げる人口目標達成戦略の基本目標に掲げる諸施策を展開しつつ、村内で起業し雇用と定住促進に努め、村の発展寄与に協力できる企業等への支援及び助成措置に関する事項について定める必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは、議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例について補足説明をさせていただきます。

本条例は、大宜味村第5次総合計画（第2期）、大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口目標達成戦略、大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成のKGI、村民の就業者数の達成と各目標の基本施策と重要業績評価指数KPI達成にも資する施策として、位置づけるもので、村内の公有財産を指定地域とし、村内で起業したい企業を誘致すること、また、村内に起業したいと思う企業に対し、事業提案を受けた際に、制度に沿って第3条に掲げる便宜の供与を図り、また、第4条に掲げる企業が村内で起業しやすいよう賃貸料の軽減及び賃貸料の一定期間の支払い猶予の措置、村民雇用を促進するための雇用促進奨励金の交付の措置を構ることができるよう定めるものです。条例案作成に当たりましては、前例の条例として、大宜味村企業立地促進条例（平成23年6月条例第8号）が

ありましたが、令和2年度に10年の時限となっております。

今回提案の条例につきましても、附則にございますように10年の時限を設けております。

前条例においては、便宜の供与、賃貸料の一定期間の支払い猶予及び軽減、固定資産税相当額の奨励金の交付の助成措置でありました。

本条例の提案といたしましては、便宜の供与及び助成措置のほか、村民の雇用の促進を図ることに大きな意義を持ち、雇いを促進することで、定住の促進にも寄与されることを期待するものです。

助成措置の対象となる指定地域につきましては、説明資料の5ページをお開きください。施行規則第4条にあります結の浜地域、杣山地域、喜如嘉保育所跡地、塩屋保育所跡地、消防等施設跡地の村有地5地域を指定します。

第5条におきましては助成措置等の要件、第6条からはそれぞれの助成措置の手続方法や要件などを規定する内容となっております。

そのほかにつきましては、詳細につきましては、委員会において説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第30号 喜如嘉の芭蕉布事業基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第30号 喜如嘉の芭蕉布事業基金条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

喜如嘉芭蕉布事業協同組合又は芭蕉布保存会が行う、芭蕉布事業の技の保存、継承、振興に資することを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、喜如嘉の芭蕉布事業基金の設置、管理及び処分等に関する事項について定める必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

（真喜志 亮教育課長 登壇）

○ 教育課長（真喜志 亮） それでは議案第30号について補足説明をさせていただきます。

この基金の設置経緯として、個人の方から芭蕉布保存に頑張っている組合継続のためということで、1,000万円の一般寄附があり、芭蕉布事業の技の保存、継承、振興に資することを目的とし、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、喜如嘉の芭蕉布事業基金条例の整備について提案するものです。

なお、今回の補正予算においても基金への積立てとして計上させていただいております。

詳細については、委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

大宜味村第5次総合計画基本構想（平成28年度～令和7年度）の一部を次のとおり変更する。

第4章 大宜味村の将来像 3 重点施策 2 公有財産の活用による産業の活性化の本文中、「今後も土地利用計画にしたがって、それぞれの用地の整備を推進していく。」を、「埋立竣工時の計画から、村の将来像の実現及び人口目標の達成と持続可能な地域社会づくりに向けて、用途変更を図りながら整備推進を図ってきた。南側の未利用地において大型宿泊施設の誘致に伴う調整が進んでおり、立地実現による村の経済波及効果及び雇用、定住促進に大きな期待を寄せている。」に改め、公有水面埋立計画図を削る。

提案理由

平成28年6月に策定された大宜味村第5次総合計画の基本構想の一部を変更したいので、大宜味村総合計画策定条例（平成24年条例第1号）第4条第2項及び大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第3条の規定に基づき議会の議決が必要なため、この案を提出する。

平成28年6月に大宜味村第5次総合計画が策定され、「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて前期基本計画及び後期基本計画に基づき、諸施策を実施してまいりました。

結の浜の土地利用については、平成19年度の竣工後、村道結の浜線の整備をはじめ、大宜味村立診療所の整備など、当初計画どおり進行してきた事業と企業支援賃貸工場、学校施設の統合、移転に伴う新築などによる用途変更を行いながら振興されてきました。

現在、重点的な施策として取り組んでいる大型宿泊施設誘致は、その立地実現による波及効果を大きく期待しており、その進捗状況を追記し基本構想に位置づけることで、村の将来像及び総合戦略人口ビジョンの目標達成に向け、かつ、村の活性化に寄与されるものと考えております。

公有水面埋立計画図を削除する変更について、大型宿泊施設の立地等に関し、3月定例議会の一般質問において、基本構想の一部で条例の規定により変更についての議会議決が必要ではないかとの質問を受け、庁内において検討、大宜味村総合計画策定条例（平成24年条例第1号）第3条第4条第2項の規定により、5月24日に総合計画審議会を開催し、変更が適切であると答申を受け、今議会に大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第3条の規定に基づき、本議会へ提案するものです。

なお、詳細につきましては、委員会にて担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願います。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第10 議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

令和5年度大宜味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,817万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億183万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明は、担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正は1億4,817万4,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開き下さい。

14款国庫支出金1億806万6,000円の増額ですが、主に沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものとなっております。

17款寄附金1,010万円の増額については、一般寄附金の増によるものです。

20款諸収入427万6,000円の増額については、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（過年度分）によるものとなっております。

21款村債2,660万円の増額については、主に過疎対策事業債及び土木債の増によるものです。

以上が歳入の主な概要となっております。

続きまして歳出の主な概要を御説明いたします。予算書の2ページをお開き下さい。

2款総務費7,508万円の増額ですが、主に結の浜海浜整備事業によるものです。

3款民生費3,357万5,000円の増額については、主に電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金事業によるものです。

6款農林水産業費2,223万7,000円の増額については、主に畜産農家経営支援事業によるものです。

8款土木費1,077万2,000円の増額ですが、主に安全性把握調査によるものとなっております。

予算書の3ページをお開き下さい。

10款教育費808万9,000円の増額については、国宝重要文化財保存修理強化対策事業によるものとなっております。

13款諸支出金1,037万1,000円の増額については、主に喜如嘉の芭蕉布事業基金費によるものとなっております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で各担当課長より御説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第11 議案第33号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第33号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）令和5年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳出で6款保健事業費18万3,000円の増、10款予備費18万3,000円の減となっております。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第34号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第34号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）令和5年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、扶養の増に伴い職員手当など11万3,000円を増額し、予備費で対応しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第13 議案第35号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第35号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）（総則）

第1条 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款工業用水道事業費用、既決予定額365万3,000円、補正予算額77万7,000円、計443万円。第1項営業費用、既決予定額354万9,000円、補正予算額77万7,000円、計432万6,000円。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明としまして、企業支援賃貸工場の浄水施設内にある、ろ過装置の修繕が毎月定例の点検において水漏れが確認され、修繕が必要となり本議会において補正予算計上をさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第8号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第14 報告第8号 専決処分の報告について（令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の変更契約）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 報告第8号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

報告第8号は、令和4年度村道根路銘上原線道路改良事業の最終の変更契約でございます。

なお、専決処分書及び工事変更契約書を添付しておりますので御参照ください。

- 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第9号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第15 報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和4年度大

宜味村一般会計予算)を議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長(大城佐一) これで報告を終わります。

◎報告第10号の上程、報告

○ 議長(大城佐一) 日程第16 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について(令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算)を議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長(大城佐一) これで報告を終わります。

◎報告第11号の上程、報告

○ 議長(大城佐一) 日程第17 報告第11号 塩屋湾周辺利活用推進基本構想の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 報告第11号 大宜味村国土強靱化地域計画の策定について

塩屋湾周辺利活用推進基本構想を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例(平成26年条例第24号)第4条の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明は、担当課長のほうからさせていただきます。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

(福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇)

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) 塩屋湾周辺利活用推進基本構想の策定についての補足説明、策定内容について説明させていただきます。

お手元に構想の冊子のほうを御覧いただきながらお願いしたいと思います。

本構想につきましては、当該地、塩屋湾が風光明媚な景勝地で、沖縄八景、観光名所として位置づけられていたが、そのポテンシャルに対し、有効な活用方策の検討が進んでおりませんでした。

塩屋湾の利活用に関しましては、令和3年3月策定の大宜味村第二次観光振興基本計画アクションプラン、周遊観光につながる基盤整備の具体的な取組に位置づけており、その取組の方針、基本構想としてまとめたものになっております。

基本構想の構成といたしましては、冊子の1ページをお開きください。第1章として基本構想の目的を位置づけております。

3ページ、策定するに当たり基礎情報をまとめております。

14ページをお開きください。塩屋湾周辺の資源の位置図として検討時点の資源を掲載しており、15ページから塩屋湾周辺集落の特徴について、各区長や地域の方々へのヒアリングを実施し、その内容を記載させてもらっております。

26ページをお開きください。26ページからは周辺地位における法規制などについて掲載しております。

37ページをお開きください。37ページからは関係者へのヒアリング調査について掲載しております。

次、43ページになります。43ページからは利活用に向けての課題と展望をまとめております。そこでは3つの視点があり、自然環境の視点、住民生活の視点、来訪者の滞在環境の視点、塩屋湾のポテンシャルを活かすため、また、持続可能な地域としての利活用態勢となるように意見交換がなされたもので視点がまとめられております。

49ページからは利活用の基本的な考え方、その基本コンセプトとして、新たな賑わいを迎え、伝統とともに美しく永続するサーベイ、その文言の解説として下記に示させていただいております。

50ページにはそのコンセプトを踏まえ、基本方針1 良好な自然環境・文化資源の再生・保全と有効活用、基本方針2 住民が暮らしやすく、活気を呼び込む利活用を掲げ、ゾーニングを示し、事業、施策を検討し、61ページに掲載させてもらっております。

その61ページには2つの基本方針と5つの基本目標を掲げ、その目標に個別事業として12事業について提案させていただいており、64ページからその個別事業についての目的や概要、手法などを記載しております。

事業期間におきましては、短期3年、中期6年、長期7年以上かけて、今後実施の機会となるものから基本計画等を策定するなど、調整を図り実施していくことを考えております。

104ページをお開きください。こちらには、事業推進上の課題として記載させてもらっておりますが、本構想において示させていただいた諸施策の遂行に当たりましては、村行政主体となるもの、また沖縄県や国が主体となるべきことや関係機関に要請していくべきことがあります。

また、村民が主体となり、さらに地域自らが関わってもらうことで、さらに塩屋湾周辺の活性化となることも期待されると同時に、保全と活用と、塩屋湾においては再生という意識も地域にはあることで、その取組も地域ぐるみで展開できるようにと考えております。

105ページには策定の経緯を掲載しております。

以上、策定の報告とさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午前10時44分)

令和5年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和5年6月9日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年6月9日 午前10時00分)

散 会 (令和5年6月9日 午後3時21分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	米 須 邦 雄
総 務 課 長	宮 城 豊	教 育 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 宮 城 貢 議員

- 議長（大城佐一） 初めに1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。
○ 1番（宮城 貢） おはようございます。では一般質問を始めていきます。
村行政全般について（重点事業等の進捗）3点伺います。

結の浜海浜公園整備事業は北部振興策にエントリーしていますが、北部振興策で事業を推進するには、他市町村との予算の分取り合戦になります。現在までの進捗状況、本事業の事業内容、事業期間及び事業費（総事業費と村負担金）について伺います。

2点目、福祉拠点施設整備事業の基本計画の策定は令和4年12月にされています。北部振興策（国庫補助事業採択）で事業を進めるとのことですが感触はいかがですか。今後のスケジュールを伺います。村長は、議員当時、議会で、この事業について「補助金がなくても住民・関係機関を巻き込み整備検討委員会を立ち上げてほしい」と発言しているが、村長の意気込みを伺います。

3点目、バナメイエビ養殖事業裁判は現在、どう推移していますか。裁判原告側より行政事務手続き違反で訴えられているが、村長は、3月定例会で「係争中の裁判は民事裁判で和解は一切考えていない」、これまでの損害に対し村側から訴えることに対し「係争中の裁判の状況を見ながら検討する」と返答しています。裁判所が大宜味村の主張を認めると100%大宜味村の勝ちです。本裁判の被告訴訟代理人弁護士との協議等、役場内でどのように行われ弁護士との互いの信頼関係はいかがですか。

令和5年度行政運営について。3点伺います。

新規農業者育成総合対策について、3月定例会で、「新規就農は、年間一人150万円を上限に交付している。経営計画で農業所得175万円と定めている。経営計画を達成できるか、年に2回担当者を交えて経営計画をチェックし現場確認を行っている。途中、計画通りに行っていないければ認められない」と回答している。現場確認のチェックシートを提示してください。もし計画通りに行っていないければ補助金の返還を求めるということですか。

2点目、ふるさと納税全般について伺います。大宜味村での「ふるさと納税」スタートからの推移、評価、今後の課題をどのように考えているか、現在の取組み方を教えてください。

3点目、会計年度任用職員について伺います。各課の定員は満足していますか。会計年度任用職員制度についての現況、評価、今度の課題についてどのように捉えているのか。以上伺います。

- 議長（大城佐一） 村長。
（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 結の浜海浜整備事業の進捗等についてお答えします。

北部振興事業へのエントリーにおきましては、北部広域市町村圏事務組合の理事会等の調整において各市町村からの事業計画の配分を協議し、令和4年度からの5年間の配分が大枠決定されております。結の浜海浜整備事業につきましては、今年度の採択に向けて国機関との調整を進めさせていただいているところです。事業は令和5年度に実施設計、測量業務、令和6年度から7年度に土木工事、備品関係の整備が計画されております。事業費として10億2千3百万円、国庫補助が約8割で8億1千8百万円、村負担が約2割で2億円強となります。

福祉拠点施設整備事業についてお答えします。

本事業は、沖縄振興特定事業推進費での採択に向けて、国機関との申請前の事前協議を行っている最中でございます。現時点では、まだ、事業内容、目的等について、採択要件との整合などの確認調整が行われている状況でございます。今後も、採択に向け、調整に努めてまいります。

私の意気込みについてですが、総合福祉センター整備は以前から本村の計画にありましたが、事業着手に至っておりませんでした。本村においては、ぜひ必要な施設であり、早期の整備を望んでおりましたので、今後とも、整備に向け一層努めてまいりたいと考えております。

バナメイエビ養殖事業に係る裁判の推移についてお答えします。

令和4年3月18日付けで訴状を受けたものから、令和5年6月6日までに、弁論準備期日という形、第10回の対応が行われております。

弁護士との信頼関係については、裁判においては、原告の訴えを退け大宜味村の主張が認められるよう、被告訴訟代理人弁護士とは信頼関係を構築し、協議を重ねながら裁判に臨んでおります。

新規就農者の件についてお答えします。

新規就農者の現場確認シートはありませんが、担当者が農家と一緒に営農の進捗状況を確認しており、新規就農者が提出された就農状況報告書で確認しております。補助金返還した事例はありませんが、農業を継続していなければ内容等確認した上で、補助金の中止又は補助金返還の検討をしないとはいけないと考えております。

ふるさと納税についてお答えします。

本村でのふるさと納税は平成20年度からスタートし、初年度126万円のご寄附を受けております。当初は返礼品はございませんでした。返礼品のスタートは平成27年度にスタートし、その年において、5千4百531千円、令和2年からは、2億を超えるご寄附をいただき、返礼品による村の特産品等の経済振興に寄与されるとともに、村の課題に対する施策に、大いに有効な活用をさせていただいており、寄附による大宜味村を応援していただいた皆様へ心より感謝申し上げます。また、企業版ふるさと納税についても取り組んでおりますが、事業計画が確立されておらず、今年度、確立させ、企業版での応援もいただけるよう努めてまいります。

村長部局における会計年度任用職員についてお答えします。

現在、子育て支援員2名と企画観光課の作業員が2名不足している状況です。今後の課題については、懸案でありました会計年度任用職員の報酬の改正を今年度内に行いたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 教育委員会の関係にお答えいたします。

会計年度任用職員については、現在のところ、認定こども園での保育士について、募集を行っているものの応募がなく不足している状況でございます。会計年度任用職員制度により、賞与や通勤手当といった手当が支給されたことにより待遇面は良くなったと感じております。しかしながら、保育士確保については、今後の課題だと感じております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では最初の結の浜海浜整備事業について伺います。

村長の答弁の中では令和5年度、6年度、7年度ということで、令和5年4月18日に地域説明会の資料があります。この資料のとおりでよろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今年度採択ができればそのとおりの説明させていただいた計画で進めていこうという考えとなっております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 全体総事業費は約10億円、国費のほうは8億円、これは本年度という令和5年度についてですか。それとも6年、7年にこれから予定されている事業についてはどのようになりますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

こちらの数字は総事業費に対するものになりますので、総事業費での考え方としてお願いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 本年度といたしますと、実施設計、測量調査ということになるとと思いますが、6年度以降からの養浜、人工リーフ、突堤についてはどのようになりますか。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時13分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時13分）

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

こちらはまず今採択に向けて調整中ではありますが、まず今年度、採択が例えば工事では各工区で分かるとか、そういったことがあります。今年度については実施設計と測量業務についての採択になります。それでその事業費が今年度で受けられた場合に、また設計業務が終わって測量業務も終わったら、また次の年の工事に向けて採択の調整が入っていきますので、年度別で採択が変わって受けられるようになります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では2点目、福祉拠点施設整備事業について伺います。

先ほど村長の答弁もありました。議員のときから3回ほどまたこのことについての質問もあります。この基本計画が12月に出ていますが、この形というのは村長の公約でよろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私はこの福祉拠点施設整備、ぜひ実現させたいのでそういう思いで事業の採択に取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） たしか基本計画が12月に上がっています。その中身の中でこれは計画フローから基本理念及び基本方針、支出基本計画、概算工事費の算出、管理運営手法の検討、今後の課題整理についてこの件は村長のほうで今答弁できることがありますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 現時点で私のほうから述べることはありません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） この計画書はいいんですよ。一番心配なのは、この工事費、たしか3月議会のほうでも課長のほうから答えてもらったと思うんですが、イニシャルコストで20億円、あとライフサイクルコストで25億円から40億円という概算工事費が出ています。こういう関係の予算は自分で握っているものなんですか。これは大丈夫だと。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この事業費については今から国、関係機関と調整し話し合いながら進めていることで、今確定しているわけではありません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） じゃあですね、すみませんが、あなたのほうで議員のときに話されているのは「補助金がなくても住民・関係機関を巻き込んで大宜味村でどのような福祉センターがいいのかしっかりと議論して進めていくべきだ」「今年度にぜひ総合福祉センター整備検討委員会を立ち上げて、どのような福祉センターにしていきたいか議論して整備を図るべきだ」「総合福祉センター整備検討委員会を立ち上げてぜひやってもらいたい。」村長の意気込みを伺うということで令和3年3月議会でそのように話しています。つまり補助金とかではなくても住民・関係機関を巻き込んで大宜味村ではやっていこうという、その気概はありますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

当時は大宜味村の計画に10年ほど前から総合福祉センターの計画がありました。その中で補助メニューがないということがあって、事業はずっと後回しにされていた事業でございまして、そこで補助事業がなくてもぜひ必要な施設であるのでそのような話をしておりまして、福祉センターの形態もいろいろあると思います。補助事業がなくても現在の施設をうまく具合に利用してやるとか、いろんな方法があるという思いで、補助事業がなくても関係機関、住民を巻き込んで早めに総合福祉センターを整備してもらいたい。そういう意味で私が発言したものでございます。もちろんこの総合福祉センターを利用される方、高齢者も多いです。早めに整備して住民サービスに努めなければいけない。そういう思いで補助金がなくても村単独でも必要な施設だというそういう思いで述べたものでございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) では3点目に行きます。

バナメイエビ養殖事業裁判について、私の意見を述べます。令和4年2月28日、原告、琉球フーズ株式会社より、被告、大宜味村に訴状が届きました。那覇地方裁判所より令和4年4月28日付、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が届きました。期日は令和4年5月24日、答弁書提出期限は令和4年5月17日でした。大宜味村は令和4年5月17日に答弁書、令和4年8月30日、令和4年12月13日、令和5年4月13日に準備書面1、2、3を提出しました。琉球フーズ株式会社は令和4年4月19日、原告第1準備書面、令和4年11月2日、原告第2準備書面、令和5年3月2日、原告第3準備書面を提出しました。原告側の争点は、大宜味村行政手続条例です。原告から本裁判は村民・地域住民に対して損害賠償を請求する内容です。事業継続を望むなら抗告訴訟、取消訴訟、無効確認の訴訟だと思います。大宜味村側は、民事訴訟法、商法で対抗していると聞いております。村長が和解を考えているということは原告側利害関係者からの情報で裁判の敗訴を考えたのか伺います。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) お答えします。

和解については一切考えておりません。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 最初の質問で弁護士との信頼関係と言ったのは、たしか村長になられて10月23日ですかね、担当課長と一緒に10月20日行政相談の日に弁護士のほうと会われています。つまり弁護士は相手のほうは行政手続、こちらは商法、つまり裁判所の見方で行政手続のほうで裁判がいかなければ大宜味村側が有利だというのは当然弁護士の方は分かります。だからその中で和解という話をタイムス、新報そういうふうに掲載されている村長に対しての不信感はかなりあったのではないかと弁護士のほうにあると思います。だから村長のほうで民事訴訟とか、その話をしたのは3月議会、その前までそういう話は私の質問のほうをやっていなかったのか、3月議会のほうで「現在係争中の裁判は民事裁判です。和解は現時点で一切考えていない」ということを言っています。この和解は考えていないという依然に、あなたの和解の判断はどういうことで判断をされてきたんですか。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) 私は10月7日に村長に就任いたしまして、これまでの裁判の流れ、経緯というのをそのときから理解しておりまして、この裁判に対して原告の訴えを退け、村の主張を認めさせてもらうという意味で和解は一切考えていないということです。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 私もそうなんですが、村民の不満というか、おかしいのではないかというのは去年の6月、前の宮城功光前村長のほうで6月議会のほうの答弁に、「私はこの間、ユーティリティーセンターの代表とお会いし話を聞いたが、大宜味村議員がぜひ裁判に持って行ってほしい。悪くても和解の話が出てくるはずだからそういうふうに進めたらどうかと言っていたとお聞きした。マスコミから私に電話があったときに、和解に向かっているのかという話がすぐに問われ、それから議員から言われたという話であったので大変驚いている。事業所の立場を取るべきなのか、村民の立場を取るべきなのか、議員の資質が問われている」ということであります。和解ということであればそういう話から進んでくるんですよ。

では先に行きます。一切考えていないということであれば村側から相手を訴えることを検討すると返

答が3月議会にあります。こちらのほうから訴えるということはやりますね。

- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 係争中の裁判であり、裁判の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 旧塩屋小学校のグラウンドの状態は最近では御覧になっていますか。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 旧塩屋小学校のグラウンドにつきましては、議員のときにも視察に行きましたし、また村長になってからも状況を確認したことはございます。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） すみません。本当最悪な状態じゃないですか。あのまま一月、半月、1年、2年、3年と同じようにやるんですか。早く判断して決断して相手のほうを訴える。基本的に相手のほうは行政手続でやっていますけれども、裁判の過程ではこの一点だけで裁判を進めているかと言われるとそうじゃないんですよ。二転三転しているんですよ。これはかなり裁判所のほうの不信を買っていると思います。訴えている内容が二転三転するということが、大宜味村のほうはきちんと商法、民事訴訟法でやっています。それは大宜味村の代表は村長、あなたです。この形で進めて相手のほうがのりくらり時間を稼いでやるのであれば、こちらのほうからアクション、行動を起こしていいのではないですか。訴えるということ。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 裁判の進行状況につきましては、弁護士と相談しながら慎重に対応している状況でございます。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 現在の裁判ではなくて、新たにこちらのほうから訴えるということです。そのことについて返答をお願いします。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 今裁判中でありまして、こちらから今現段階で訴えるようなそういう状況にありません。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） では令和5年度行政運営について伺います。
新規就農申請書類チェックシート、3月のほうでは担当者も含めて年に2回、どうなんですかね。そういうパトロールというか、誰がどのようにやったかという書面では一切残っていないんですか。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。
議員がおっしゃる現場確認シートはございません。ただし就農状況報告書というのを7月と1月だったかと思いますが、年に2回提出しております。それにはいろいろ資金を活用している作物とかいろいろ、例えばサトウキビとか、マンゴーとかシークワサーとかいろいろありますよ。それを担当者が現場に行って、ちゃんと計画どおりに作物が植えられているのか状況を確認しております。ただ議員がおっしゃっている現場確認シートはございませんので、こういった分かりやすい資料を今後開発して今年から資料を作っていきたいと思っております。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
 - 1番（宮城 貢） この新規就農一貫支援事業の補助金に対する遂行状況報告書、補助金実績報告書それはありますね。
 - 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
 - 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） はい、それはございます。
 - 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
 - 1番（宮城 貢） 実は農業関係の件で新報のほう5月23日に金口木舌にありました。これは役場のほうにも伝わるような形でということで、沖縄の「食」を支えるやんばる地域だが、生産者の減少に歯止めがかからない。農林水産省の2020年農業林業センサスによると、北部地域の販売農家数は2,789戸で、15年比で約21%の大幅減となる。「きつい・汚い・危険」の「3K」と呼ばれる農家のイメージを変え、就職先として選べる環境づくりが急務。まずは行政の支援や施策が不可欠だろう。営業職から脱サラし、新規就農した50代男性は打ち明ける。「行政に相談したがお金はあるか、土地はあるか、というところから始まり、対応は冷たかった」担い手不足を解消するためには、足もとの構造改革が必要かもしれない。販売農家は取引先ルートの確立、労働力の確保、高齢化など、様々な課題を抱える。できれば地域の生産物を消費し、その背景にあるものも味わっていこうと思っている。ということがあります。真ん中のほうの役場の対応というのは、これは大宜味村ではないですよ。
 - 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
 - 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） それは違うと思います。
 - 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
 - 1番（宮城 貢） ぜひともそこら辺ですね、新規に農業をやられる方とか、親身になって相談とか、また情報交換とかして進めていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。
- 最後になります。村長のほうで先ほどの答弁のほうでもありました、実はこのことで一つの公約なのかなと思っておりました。それをやっていくということをちょっと質問を先にやります。村長は令和元年9月定例会一般質問で、大宜味村が雇用している賃金職員の賃金引上げは避けて通れない喫緊の課題である。賃金引上げの労働条件の改善には終わりはない。時代の要請に対応した労働条件の改善に適宜取り組まれるように要請すると主張している。先ほど話のように今年度で行政手順というか、どのような形でそれをやっていくものでしょうか。
- 議長（大城佐一） 総務課長。
 - 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。
- 会計年度任用職員制度が令和元年から始まっておりますけれども、賃金の引上げ等に関しては実は議員も御存じかどうか分かりませんが、一部昨年度において行って令和5年度から少しの改定は行っております。ただ全体的に先ほど村長からあったように、会計年度任用職員の報酬等に関して、改正を今年度内に行う予定であります。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
 - 1番（宮城 貢） すみません。通告の中でちょっと私のほうが勘違いして、この任用職員と支援員の関係もお聞きしたかったんですが、もしお答えできるようですと村長部局、あと教育委員会もあると思うんですが、お答えできるようですとお願いします。支援員関係のほうは定数に満ちているのでしょうか。これはお答えできるのであればお願いします。

- 議長（大城佐一） 総務課長。
- 総務課長（宮城 豊） 今のちょっとはつきりしなかったんですが、学校側にも学習支援員というのがあって、今村長が答弁した村長部局においての子育て支援員というのもあるんですよ。以前はこども園でそういうサービスを行うところの一角を借りてやっていた支援員が2名いたんですが、その2名が今はおりません。あと2名不足の企画観光課の作業員が今2名不足しているということです。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） はい、分かりました。企画観光課関係は空き家対策とかいろんな支援員おりました。それはもう定数に満ちているんですか。
- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。
この集落支援につきましては、年度当初の予定で予算計上している人数がありまして、実はあと1人エコツーリズムのところ予算上あったかと思いますが、ちょっと確認してきたいんですが、あと1人分は募集かけてまだ足りていない部分があります。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 集落支援員とか支援員関係は村外からまた県外からも来られて、大宜味村のPRもその方たちがまたやるような形をぜひともつくれるような大宜味村であってほしいなと思っています。以上、終わります。
- 議長（大城佐一） 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議 員

- 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 1、PFAS被害から健康や経済を守る行動について。

国は、国内の下水処理場の汚泥を肥料として利用することを促進している。PFASについては、軍事基地や空港、有機フッ素関連工場などの発生源からの排水が流入している場合、汚泥に高濃度に溜まる可能性が高い。しかし、今のところ有害物質の基準値は重金属だけの検査で、PFASについては検査基準が無く、検査の義務化もされていない。沖縄で肥料利用がほぼ100%で、大宜味村でも下水汚泥が農業利用されている情報もあり風評被害も予想されている。村長は、村民の健康や経済を守るために国、県と連携してどのような行動をしたのか、説明を求める。

2、宝の果実シークワサーの里の実効性のある振興策について。

(1) 村長は、シークワサーの里を名実ともに実現するため、生産農家から聞き取り要望等でキロ当たり150円の価格にすると経営基盤安定と後継者の育成が図られ、農家として経営がやっていると設定をしたと説明をしているが、科学的根拠（収益性総括表を基にした農業経営技術指標）を示して議論を進めたいと3月定例会で提案をしたが科学的根拠資料の提供を求める。また、シークワサー農家の収益性向上のためには、生産量の増加のための栽培技術の向上を図る必要があるため、シークワサー産地振興協議会の生産出荷工場部会では、栽培講習会を開催し農家の向上の為の活動をしていると説明をしている。しかし、シークワサー経営基盤安定供給のための保冷施設や果汁の搾りかすは健康機能に効果がある成分が含有しているので残渣等を活用した製品の開発が可能になると、農家所得に反映するので残渣の商品開発は不可欠と考える。特産品加工施設の保冷施設や残渣の商品化が可能な高度

化施設整備が求められているが、村のみどりの宝石シークワサーを輝かすためのシークワサーの振興策を伺う。

(2) 大宜味村字田港1043番地は、自治法第244条の2の規定に基づき、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例で定めた行政財産である。大宜味村における雇用機会の創出及び農業の振興を図るため、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設を設置するとしている。自治法第244条の2の規定では普通財産公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。しかし、村長は特産品加工施設の管理者であるケレス沖縄の業務に支障が出ないように、隣接した箇所に繊維製造施設を設置している。また、ケレス沖縄から施設建設の同意を得ていると説明をしている。村は自ら定めた大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例で定めた行政財産の土地での天然繊維産業創出・交流拠点整備事業は本末転倒の展開は違法行為や条例無視を証明している。よって、違法行為や条例無視の事業を撤回し、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設設置箇所では、シークワサー経営基盤安定と果汁の絞るかすは健康機能に効果がある成分が含有しているので残渣等を活用した製品の事業展開のできる特産品加工施設の高度化施設整備が出来ないか村長の説明を求める。

3、大型宿泊施設及び結の浜整備事業について。

大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業に関する塩屋湾地域は、2016年にやんばる国立公園に指定されており、2019年に漁港区域内で水産物供給基盤機能保全事業を実施して海砂を44,985㎡浚渫した為に海浜の侵食の影響を感じる。その翌年に自然史博物館の準備委員会が沖縄で立ち上げられ、2022年11月、「国立沖縄自然史博物館誘致シンポジウム」が開催された時の資料によると自然史博物館とは、人類がこれからも永く生きられるためには何をすればいいのでしょうか。人類の持続可能性を高めるために我々が出来ることはなんでしょう。自然史博物館は、その答えを得ることに貢献します。人類は今、新型コロナウイルス感染症に悩まされています。今回は感染症ですが、これまで、地震、水害、公害、外来種問題など多種多様な災いが人間社会を直撃してきました。人類の存続を危うくするようなこの災いはなぜ起きるのでしょうか。考えてみればこれらの災いはすべて自然がもたらされました。人類はこれまで、自然に対して勝手気ままに振る舞ってきました。自然のほんの一部だけを見て、自然を改変し、利用してきました。そのツケが回ってきたのです。次に何が襲ってくるのか誰にもわかりません。今こそ、自然と人間の関係を見直し、自然とともに末永く生き残る人類へと方針転換する時です。そしてそのためには、まず「自然とはどんなものか」知らなければなりません。・・・と記述がある。

前村長は自然史博物館を村内に誘致する活動を積極的に展開していたが、自然史博物館や国立公園の趣旨にも大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業の展開は趣旨を反故にした計画で、自然と人間の暮らしが織りなす地域の歴史や文化の攪乱を内外に宣言をしているようなものである。また、友寄村長は大型宿泊施設がこども園の前の計画に気になることや、2021年3月に村が作成した結の浜海浜整備基本計画の存在も知らなかったと発言があるように公開もなく、計画は文教地区への配慮や自然と人の暮らしへの影響への不安もあり、この計画に正当性がないと村は自ら証明しているように思えるが、村長の所感を伺う。

添付書類として、サンゴ礁海岸保全・形成促進に関する調査検討業務：沖縄総合事務局河川課提供を

参照しています。

それからさっき説明し忘れたんですけど、2番の件で添付資料が2015年1月20日・沖縄タイムス論壇参照がありますので、併せて質問したいと思います。

説明を求めます。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） P F A Sの件についてお答えします。

村内で、下水道の汚泥を使用して堆肥を生産しておりますが、現在のところ農家やJ A関係機関からの被害の情報はありません。P F A Sの問題については情報を確認し、国、県と連携して対策を考えていきたいと思っております。

シークワサーの価格についてお答えします。

去る3月定例会でも答弁を行いました。キロ当たり150円の科学的根拠を示す資料はありません。農家の聞き取りで、150円だと経営が安定すると聞いております。

次、シークワサーの果皮の件ですが、シークワサーの果皮には多くのノビレチンが含まれていません。現在は、殆どの残渣を破棄している状況のようですが、残渣の一部をシークワサーのオイル（香水）を商品開発し販売しており、又堆肥として利活用出来ないかを試験中であると聞いています。今後ケレス沖縄や関係機関と連携し、残渣の利活用した商品開発に取り組んで参りたいと思っております。

次、シークワサー加工施設内に繊維製造工場についてお答えします。

シークワサー加工施設は村の指定管理者の契約の下で、シークワサーの取り扱いを行っております。ケレス沖縄に隣接した場所にフードリボンが天然繊維製造工場を建設することについて、議員がおっしゃっている違法行為や条例違反には該当しないと認識しております。

特産品加工の高度化施設整備についてお答えします。

先ほども答弁した内容になりますが、シークワサーの残渣を速やかに利活用した新たな商品開発を支援してまいります。なお、天然繊維工場においても、ケレス沖縄と連携して、シークワサーの残渣を利活用する計画があると聞いております。

大型宿泊施設計画の文教地区への配慮等についてお答えします。

大型宿泊施設がこども園の前に計画されていることが気になるのと私の発言は、当時は議員でもなく一人の村民としての思いを身近な人に日常会話の延長線上でさらりと述べたものであり、海浜整備基本計画の存在については、村長就任後に知りました。両方の事業計画は、所定の手続き、審議等を経て作成されており、正当性がないとは言えません。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） P F A S問題から質問したいと思います。村長は、国、県と連携して対策を考えていきたいということをおっしゃっていますが、私たちは関係者から聞き取りをしております。キャンプ・シュワブ、コートニー、ハンセンの基地内からの汚水処理場から大宜味村の中に入ってきております。それでその問題について県下水道処理課とも調整しております。その辺は私たちが市民レベルで調査しているのに、村に対してもその情報は言っているのに、国、県と連携して考えたいと思っておりますの一点張りですが、国、県自体もアメリカへ行ったり県へ行ったりやっております。なぜ、末端の行政であるほかの市町村の首長もそれなりに動いているけど、その思いをというか、村民の健康や村の経済

を守るために本当にどうすべきか、もう一度答弁を求めます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） P F A Sの件については、私も検査を受けました。値が基準値よりというか平均値よりも高い状態がございました。ただ、この原因が何なのか。人というのは移動しますので、外部に住んでいた人が最近になって大宜味村に来た人もいるだろうし、もちろんずっと長らく大宜味村に住んでいる方もいる。ですからこのP F A Sが高いという原因ですね、これは追跡調査等いろいろな方法で調査しないとP F A Sの値が高いという原因の特定は非常に厳しいと思います。国もこの基準値が定かでないということで、今いろいろ検討段階に入っている状態で、大宜味村として何ができるかということなんですが、村としてもちょっとこういうふうな情報は専門的なもの、村の職員の陣容の問題もありますが、国、県の動向を見ながら、村として何ができるのか。今すぐ村がどうのこうの、何をするとする段階ではなくて、今国が動き始めている状況ですので、国の状況、あるいは県の状況を見ながら、その指導を仰ぎながら村としてもP F A S問題に取り組んでまいりたいと思います。この件に関しては、注意を図って推移を見守って適切に対応してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、村長が説明されたのは村民の健康、健康診断を受けたということですね、人は移動するからということでも話したけど、私が一般質問でさっき話したのは、基地から汚泥が大宜味村に入っていますよと。その情報があるということは、私も過去にも言っております。その件をきちんと県と連携して調べるべきじゃないかと言っているんですよ、私は。何で健康の、この血液検査したものの追跡検査のものももちろん必要ですが、今基地からの汚泥が大宜味村に入って、農地に供給されている事実があつてですね、この問題があるから県と調整してやってくれと。私たちも県の下水道課にも入っています。それからまた別のところも入るけど、行政として村民の健康や経済を預かるために、もうちょっと積極的に動いてくださいと。この辺は県と調整しながら連携してください。一応今回で3回になるけど、同じような話ですので、今日はこれ以上のことは出してもらえないと思うので、とにかく県に出向いてどういうふうな状態になっているのか確認してください。

次、シークワサーの問題に入ります。2番の1ですね、150円の科学的根拠を示す資料はありませんと。つくってくださいというお願いなんです。ただ150円。県はいろいろな事業を進めるときにはそういう根拠を出してからやっているわけだから、この経費が幾ら、そして販売価格が幾ら、どういふふうになってどれだけ上がるかと。過去に私が提供したんですけども、200円から450円までかな、一応出した経緯があるので、それも踏まえてきちんとこの村民に表示できるようなものを出してもらいたいと思っております。この辺を、やっぱり大宜味村はこれだけシークワサーのことを今までやってきたわけだから、これだけの価格が得られるんだと。特に残渣の開発をすれば、今、果汁だけのものが150円になるんだったら、残渣のものが150円でしたら300円にもなる可能性もあるわけですから、その辺も方向性、ずっと前から言われているんじゃないですか。そして私が論壇の中に入れていた分も、そこを参考に見てください。そのときからずっとそういう問題は抱えておりますので、その辺をよろしくお願いします。答弁。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） シークワサーの150円の価格設定の根拠ですが、私は科学的根拠はないというふうな答弁をしましたが、シークワサー農家にも様々な形態の農家があります。1人で経営してい

るものもありますし、家族、あるいは他人を雇用している。様々なシークワサー農家の形態がありますし、畑においても平坦地の畑もあります。急斜面なところの畑もあります。そしてシークワサーの木もですね、幼木、あるいは老木様々です。現状は。そして実のつき方も実生苗からの実のつき方、あるいは取り木苗からの実のつき方、様々な形態にすることで、これを一律に科学的根拠で示して単価を設定するのは、非常にこれは無理なところがあります。150円の価格設定は、私が数名の農家から聞き取りして、コンテナ1箱20キロ入りますので、150円だと3,000円。3,000円のうちから肥料代、人件費等を引くとどうにか経営はやっていけるというふうな農家の事例でありました。これが全農家に当てはまるということではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この問題については、県は指針とかほかの作物についてもそれぞれ農家には別々の形態があるんですが、その県が基準としたものを示すわけですから、村としてもこういう指針でやっていきますと、過去にも出していますので、それは村長が言っているものは、私は弁解にしか聞こえません。だから基本的にこういう基本的な農家がこういうふうに行ってくと、こういうふうな形態系になるというのは示してほしいと思いますので、そうしたら今言った150円に設定した人の話を聞いて、もしそれをやっていたら、それを基準に出したらいいじゃないですか。それから私は議論を始めていきたいと思いますので、ぜひその150円を設定した人に聞いたものをきちんと出していただきたいと思います。次に入ります。

そして、このシークワサー加工施設の問題については、要請がないというんですが、設置条例でちゃんと法で定めた行政財産ですので、自ら定めてそういうふうにしてシークワサー加工施設ということをやっているのに、そして自治法の244の2の2で、先ほど私が読み上げたとおり、そこから引用しているんですけども、行政財産についての変更は指定管理者に同意を得るんじゃなくて、議会に同意を得なければならないというちゃんと法的なものがあるんじゃないですか。設置するときも法的なもので設置して、そして変えるときにもそれを議会に手続が必要だということを言っているんですよ。それは自治法を無視してこういうふうな形で、本当にこれが違法性がないと認識していると言えるんですか。もう一度答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

吉浜議員が言っているのは、ちょっと勘違いしていると思うんですよ。私もいろいろ勉強しました。要するに公の施設というのは、国や市町村が設置することを言うんですよ。公の施設ですから、平成17年に条例をつくって、加工施設を造りましたよね。フードリボンさんは村が公の施設を造るわけじゃないんですよ。フードリボン、民間がその隣接を、隣にあるところを活用して造るわけですよ。ですからこの地方自治法の244条の2の2ですか、これは公の施設の設置、管理及び廃止なんですよ。例えばケレス沖縄さんが今シークワサー加工施設を造るということで、建物を造っていますけれども、その施設がシークワサー加工施設以外の全然違うものを商品とかを扱った場合にはこれに該当して、3分の2とか廃止とかそういうものになると思うんですよ。そういう認識です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、加工施設の建物にいつているんですが、その場所は土地が指定されていません。この1筆でですね。そうしたら将来可能性のあるものについても、それはその法律に該当するわけ

ですから、今使っていないなくても。だから目的使用外する場合は、さっき言ったような手続が必要ですよと。それは間違った解釈です。その目的のためにこの番地1筆もやって、将来この論壇でやっている可能性のあるものも、また最近マスコミでもいろいろ残渣の、コロナウイルスにも効くだろうと。隣接したところで残渣の開発のゾーンだと私たちは認識しているんですが、それを打ち消すような答弁ではないんですか。もう一度聞きたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

まず手元にですね、大宜味村特産品シークワサー加工施設設置及び運営に関する条例というのがありますよ。第2条の設置で、今議員がおっしゃっている字田港1043番地に置くということになっています。ここのシークワサー加工施設は恐らく3筆から4筆にまたがっていると思うんですけども、大きな土地の部分を代表的に1043番地に置くとなっていますけれども、今、隣接しているフードリボンさんにも1043番地の一部分、400㎡でしたか、その前後含まれていますけれども、この条例で見ますと、この1043番地以外の場所に、それ以外の土地に何かの目的を使ってはいけないとか、そういった条文は何もないんですよ。という解釈なんですけれども、どうですか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 条例では、今言った1筆は指定しているわけですから、ほかの枝番は指定していなければ、それはその条例には抵触しないんじゃないですか。この1筆が指定されているわけですから。そうしたら逆にそれをやるんだったら、それを継ぎ足して条例で定めるべきだと思っています。一応この認識については食い違いがあると思うんですけど、私はこの条例で——法で進めるべきだと思っています。この枝番があるというのは、枝番はうたっていないわけですから、最低この指定したものについては議会で手続を取るべきだというふうに認識しています。答弁お願いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

あくまでもこの地方自治法の244条の2の2ですか、それは公の施設のことを言っていますので、この公の施設というのは国、市町村が設置する建物のことを公の施設ということなんです。フードリボンさんが設置するのは公の施設ではございません。要するに村が設置するわけじゃないですから。ただ、今議員がおっしゃっているように、同じ番地にそのものが、1043番地の場所に重なって、そこに民間の天然繊維の工場が設置されることは、条例違反や違法行為じゃないかということだと思うんですけども、それは同じ番地、確かに多少はかぶってはいますけれども、今の解釈では条例違反には該当しないと私は認識しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の答弁では、あそこはフードリボンがするので公の施設ではないと。そして村が定めているのは、今建っている建物も公の施設、そして田港の1043番地も指定しています。その公の施設にフードリボンの公共施設じゃないからそれは該当しないというのは、自ら違法性を認めているということじゃないですか。公の施設に、公の施設じゃないものを建てると。こんな説明ではならないですよ。自ら違法性を認めているということですよ。答弁お願いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

同じことの繰り返しだと思えるんですけども、加工施設の田港の1043番地に置くということになって
いますけれども、その番地が多少、400㎡ですかね、フードリボンさんがその番地と重なっている部
分がありますけれども、それは同じことの繰り返しですけども、産業振興課としては違法性とか条例
違反には当たらないということで認識しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の答弁では、私が言っているものを理解していないように思いますので、こ
れが、先ほどの答弁が自ら公共施設に公共施設じゃないフードリボンのものを建てるということを説明
していたんですけども、それこそ違法行為で条例違反をやっているということで認識しています。こ
の件はまた次にやります。

それから大型施設関係で私が話した、村長は一住民のときに身近な人に、こども園の前に気になる
というのは言ったという話ですけども、村長になってからも説明会のときに話しておりました。そして
そのことが、今、この住民説明会でいろいろ話されたんですけども、計画のシミュレーションとか、
また話してもらいたいという話をしているときに、予算なども上げております。提案しております。そ
の問題について、じゃあ私たちが検証し始めているものも結構ありますので、この辺は信憑性が、住民
に対する誠意がないんじゃないかなと思っておりますので、今回予算なども上げた経緯をきちんと説明
してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村長になってから、認定こども園の前に気になると言ったことではなくて、村
長になる以前にこういうふうなことを話したということ、村長になってから説明会で話したというこ
とで、村長の立場で言ったものではありませんので御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 予算をここに計上したというところでの説明
になると思いますが、こちらは今採択に向けて、6月採択というのが基本的に国のほうも動いていると
ころがあって、それで調整をさせてもらっていますが、その採択で、今年度事業があと残り半年という
ところもありますので、採択された後、円滑に事業が進められるようにということで今回計上させても
らっております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員の質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお
願いたします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この間、住民説明会でもいろいろありました。そうしたら土木技術者、物理学
者もいて、人工ビーチにおける解析モデルの選定の問題とか、汀線シミュレーションの問題とかいろ
いろ出されております。そのときにコンサルタントも参加するかなと思って、今後参加させてその問題
について話を求めたんですけども、前向きな話はできなかつたです。そしてその後、また説明の機会が
あるかなというふうに期待もしておりましたけど、先ほど予算の話が出ておりますので、私はこの問題
についてはまた予算委員会とかほかで修正議案も、予算も検討しております。その中でサンゴ礁の形成
に関する調査、検討業務ということで一般質問で出しておりますけれども、大宜味村では砂の流出がと
ても多いと。そういう意味でこの調査を大宜味のバス停前でやっております。その辺のことも踏まえて、
もう一度この問題について住民にきちんと周知する必要があると思うので、よろしく答弁をお願いしま
す。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

今後も海浜公園事業整備につきまして、国とのやり取り、そして整備計画等について適宜住民に説明していきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ぜひとも予算委員会やほかできちんと説明できるように答弁お願いして、これで終わりたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時18分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時26分）

◇ 新 崎 悟 一 議員

○ 議長（大城佐一） 次に7番 新崎悟一議員の一般質問を許可します。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） これまでコンプライアンスについて質問させていただいておりますが、御理解いただけているのかと疑問に思うことが起こっております。

コンプライアンスはリスク管理でもあるのですが、執行部にリスク管理という考えがあるのか分からないので、リスク管理ができていないのかを念頭に御質問させていただきたいと思えます。

1、A V撮影の件について。

①新聞報道にあったアダルトビデオ撮影について、その後執行部がどのような調査を行い、どのような調査結果が出て、どのような対応をしたのかお伺いいたします。

②大宜味村立学校跡地活用基本方針第2章（3）地域拠点としての活用の考慮に、「閉校後も体育館、運動場の機能の存続は地域から求められていますのでそれらを考慮します」との方針であるが、旧塩屋小学校の体育館、運動場についてはどのような考慮がされているのかお伺いします。

③一般社団法人大宜味ユースティティセンターは、今回のA V撮影の件でなく、地域住民の反発、バナメイエビの訴訟等、とても問題を起こす法人であるとの私の印象があり、このような企業をどのようにして決定したのかに疑問を持ちます。大宜味村立学校跡地活用事業募集要項8.（6）選定委員会の開催、（10）契約者との締結とあるが、どのような選定委員会の判断があり、だれが契約を終結したのかをお伺いします。

2、危機管理について。

①ここ数か月の間に、土砂災害のアラート、北朝鮮から発射されたミサイルに対するアラートが発令され、避難をするようにとの指示がありました。大宜味村に起こる災害は、台風などによる大雨・風・地震で家が倒れる津波等、近い将来起こる確率は70%と言われている台湾有事など、もっと細かい事は多々あると思われるが、このような事が起こった場合、大宜味村はそのような時にどのように村民を守る計画なのかをお伺いいたします。

②大宜味村に災害が起こった際に対応するために現在どのような対策が行われていて、避難場所の設置や布団や食料などの位の人数分で何日分の備蓄が行われているのかお伺いいたします。

③今後起こり得る、また今から準備する必要があると思う危機が多くあると思うが、どのような危機があり、その危機に大宜味村は、どのように対応していくお考えなのかをお伺いいたします。

3、教育の水準について。

①大宜味村に定住して事業をしないかと他地域の若い世代にお願いしているのですが、教育水準が低いなどの理由で本村には定住できないとの回答がある、どの辺りが低いとお考えか、また教育水準を上げるために何が必要だとお考えかお伺いいたします。

②ルートインホテルの誘致について、こども園の目の前に娯楽施設があると、教育上や子供の安全上問題があるのではないかとこの指摘があります。教育の長である教育長は、教育施設の目の前に、水着を着た人たちの往来や、アダルトビデオ撮影が想定できる環境が子供たちの育成に良い環境とお考えなのかお伺いいたします。

③教育にとって環境教育はとても大切だとも思います。教育長の行っているウミガメの保護活動など、他地域で経験できないとても大切な教育だと思います。

私も十数年前、現教育長の助言の下、ウミガメの孵化に立ち会い一生懸命大海に立ち向かう可愛い孵化したてのウミガメを目の当たりにして生命の大切さ、自然の大切さを学ぶことが出来大変感銘を受けました。今後の大宜味村の教育にこのような環境教育を受け入れていき、環境教育を推進できないかをお伺いいたします。お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） AV撮影の件の対応についてお答えします。

新聞報道にありましたが、事業者代表の言葉で、「アダルトビデオの撮影と分かれば申請はすべて断っている。思い入れを持った人がたくさんいる場所で、イメージを損なうような利用は絶対に避けてほしい」とし、事前確認の徹底や利用規約や受付方法を再検討する考えを示した。とありました。

村としても事業者代表へのヒヤリングを行い、事実等の確認を行いました。我々は新聞記者からその画像を確認し、事業者代表からもネット配信動画を観て撮影されたのは学校の体育館であったことが確認したとのことでした。センターとしても、今回の件では、制作会社に騙されたような認識をもっているとのことでした。

しかし、防げるものでは無かったのかなど、管理体制について、今後のチェック体制強化に努めることを確認しています。6月1日の区長会において、センター代表から直接、経緯等の説明を行い、今回の事件の謝罪を含め、今後の施設利用者へのチェック対応策についても説明がありました。

次ですね、旧塩屋小学校体育館、運動場の利用については、体育館及び運動場は、申請、許可という形で、地域住民が利用できるようになっております。運動場につきましては、確かに現状エビ養殖施設が存在しており、全面ではありませんが、地域住民がグラウンドゴルフなどで利用もできるようになど、調整もされたものでございます。また、避難所としても位置付けをしており、緊急時には連携して対応していくことになっております。

旧塩屋小学校の活用事業者選定については、大宜味村立学校跡地活用事業者選考委員会を設置し、有識者、地域代表、行政からの委員13人で審議し、5者応募から2回のプレゼンテーションを受け、第1

位の評価でありました。選考委員会から上位2者を答申し、その後の庁内委員会において審議し、当該事業者優先交渉権者として決定し、大宜味村長と事業者において契約書を締結しております。

危機管理についてお答えします。台風など自然災害については、村の地域防災計画に基づいて村民の安全に努めてまいります。また、有事の際については大宜味村国民保護計画に基づいて対応してまいります。

次に対策や備蓄についてですが、今現在の対策は、防災計画に則り、対策が行われております。例えば暴風警報や土砂災害警報等が発令された場合は第2配備という区分で災害警戒本部を設置することにしております。また、避難場所においては各区長へ依頼をして公民館を一時避難場所として、お願いをしております。またことしから新庁舎が全域の指定避難場所としております。備蓄についてですが、食料は133人分で3日分は備えてあります。なお毛布に関しては避難する方が持ち込みをすることとなっております。

どのような危機があるのかとの質問に関しては非常に答弁が難しいところではありますが、台風や風水害、津波等自然災害及び有事の際の対応に関しては先ほど述べた、地域防災計画及び国民保護計画より対応してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 教育水準についてお答えいたします。

まず①の教育水準についてですが、その言葉は非常に捉え方がいろいろあるかと思えます。現在のところは、お互い教育委員会では義務教育の機会均等の観点から、本村の教育水準としては、他市町村と差はなく、水準は保たれていると認識しております。

それから2番目のルートインホテル関係の近くで水着等を着て歩く想定ということであれば、仮に本当にそういうことであれば、教育上好ましくないと。ですが、現在のところそういう想定はしておりません。

それから3番目の環境教育についてですが、現在、小学校3年生の総合学習で、屋古の蝶の観察を取り入れたり、あるいはわんぱく体験団という、そういう社会教育授業の中で川の生き物の観察とか、特に自然環境関係については、山、川、海、それぞれにおいて環境教育を現在実施しているところであります。

また、この数年、私自身も、先ほど議員がおっしゃっていたウミガメの関係で、学校のほうで授業などをしていて、その授業をするということの重要性、ある意味教員の大変さをまた感じております。その準備をする、そういう意味でまた教員の働き方改革につないでいくようなことまで勉強させていただきました。以上です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 総合的に聞いて、ちょっと問題意識が低いのかなと考えざるを得ないのかなという印象です。

まず、アダルトビデオ撮影について、虚偽の申請をされたため管理者がだまされたと。だから問題ないから謝罪を検討しているくらいの印象を受けるんですが、申請書の撮影会社名はどこだったのでしょうか。執行部がこのアダルトビデオを見たかは分かりませんが、撮影されたアダルトビデオを調べたところ、「全編沖縄、15歳のとき両親の都合で東京から沖縄に移住しました。それが少しだけ寂しかった

です。ヒノリコ、19歳、地方銀行の窓口で働いています。趣味はありません。Hは好きです。特にアナルに指を入れられながら、まんこを突かれるのが好きです。※その性癖をSODスタッフは撮影するまで知りませんでした汗」との記載がありますので、SODスタッフが撮影を行ったと思います。SOD（ソフトオンデマンド）この会社はどのような会社であるか。男性だったら大体知っていると思いますが、執行部には知っている方がいないのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

知っている、知っていないかというよりも、この会社が撮影したということではないというふうに伺っていて、ただ依頼先はこの会社が依頼したというところで、その下請業者がここに申請をして、やったということを、申請書を含めて確認をしているところです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。ちょっと発言の前に、先ほどの質問の中で大変不穏当な発言があったので、その辺は慎んでもらいたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○ 7番（新崎悟一） はい。今、御指摘のところはこの商品、販売するページに書かれてあることをそのまま読ませていただいたんですけども、そこにはソフトオンデマンドのスタッフは撮影まで知りませんでしたとありますので、私はその業者が撮影したんだろうとっております。このソフトオンデマンドと聞くと、アダルトビデオ制作会社だと普通分かります。それはレンタルビデオのアダルトコーナーに行くと、ソフトオンデマンドのコーナーがあります。新聞報道ではグラビア撮影だと思ったら、勝手にAVの撮影をしたかのように記事にありましたが、そんなことはあり得ないと思います。発売元のソフトオンデマンドクリエイティブ社なら、業界で知らない人はまずいませんし、よって知らなかったというのが虚偽である可能性が高いと思うのですが、執行部はどう思われますか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） それについては、管理者の方はだまされたと、そういうふうなことです。私たちもそのように理解しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 善管注意義務という言葉をお伺いでしょうか。民法上、管理者には善管注意義務というものがあります。善管注意義務違反はその立場や関係に応じて適切な注意と審査を行わなかった結果、不正や損害が発生した場合に適用される概念です。虚偽の申請を見破られなかったことはそのような適切な注意と審査を怠ったことを意味し、善管注意義務違反の要件に該当する可能性があります。もし、虚偽の申請で行われ見抜けなかった、知らなかったにせよ、管理者には善管注意義務違反があったとしか言えないと御理解いただけたらと思います。

AVの撮影がなぜ悪いのか理解できないとの声も聞こえますが、AV業界については、去年6月にAV出演被害防止救済法も立法されていることから分かるように、AV出演で被害を受けている女性が多いということです。撮影時はわいせつ行為が行われているため公然でない場所での撮影が必要ですが、大宜味村塩屋小学校の体育館は賃貸されているとはいえ、大宜味村立学校跡地活用基本方針では災害時には避難場所となる、体育館は地域の防災活動の拠点として重要な施設で、閉校後も体育館、運動場の機能の存在は地域から求められていますので、それらを考慮しますとあり、運動場、体育館へは出入りは自由であるはずですが。撮影された映像から体育館での撮影ですが、全面ガラス張り、美しい塩屋湾の

景色が背景で生々しいわいせつ行為が行われています。全然人に見られることを考慮していない、要は窓をふさぐとかですね、そういうこともされていない中、撮影が行われていてですね、もしそこに近所の人が散歩で入っていったり、子供たちが海で遊んでいるとか、そうしたらすぐに見られる状態です。すなわち公然の場所でわいせつ行為をしているのではないのでしょうか。どういう認識なのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今回の件に関して、このAV撮影が行われたことに対しては非常に遺憾だと思います。業者が知らなかった、だまされたというふうなことでありますが、やはりそこは議員おっしゃるように事前にちゃんとチェックして、この体制が弱かったなということを思っておりますし、今後このチェック体制も強化して、二度とこのようなことが起こらないような体制をセンターとしっかり話し合いをして対応してまいりたい。そして村としても契約に、条項にのっとった事業が展開できるように今後また業者と話し合いながら、村民に喜ばれるような、歓迎されるような利用の仕方ができるように事業者と話し合いを進めてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私がいろいろなところで聞き取りをしたり、それで調査をした結果ですが、グラビア撮影は賃貸直後から行われていたと。当該賃借者の重要な収入源になっていたそうです。今回のAVの撮影の件ではないんですけれども、グラビア撮影をした際にいっぱい賃料をもらえたという話をしていたということを知ったという方もいました。

まずですね、グラビア撮影なら撮影してもよいのでしょうか。お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

グラビア撮影をしていたということも、このときに知った次第でございますが、基本的に肌を露出するようなものは好ましくないと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） グラビアというと普通水着とかあとヌードとか、女性のセクシーな部分を引き立てた撮影をするものを、一般的にグラビア撮影というもので、今おっしゃるように好ましくはないと思います。要は、今ユーティリティーセンターさんは、女性の性を売り物にする商品の作成に幫助している。要は同罪、幫助、助けている。こういうセクシーな服とか、ということだと思っておりますけれども、そういう認識はありませんか。

○ 議長（大城佐一） 質問の趣旨を伝えてください。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ユーティリティーセンターは、今までグラビア撮影は許可していました。グラビア撮影というのは女性のセクシーな部分を強調したり、女性の性を商品として販売しているのに手助けをしているという認識はございませんか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） もし——もしというか、先ほど議員がおっしゃっているようにこれが事実であった、今回もだまされたというふうになって、新聞報道にもありますように、それがそのとおりであると私たちは信じておりますので、手助けしているとは思いません。先ほどあったように、これまでも行われていたというところでもありますので、確認されたとおっしゃっ

ておりましたので、それについては被写体というんですか、そういった方々を助けているというところの認識は私にはないと思いますが、ただし、事業者として利益を生むために取った行動ではないかと思えます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。質問の前にちょっと一言。発言は自由ではあるが、これまでですね、いろいろ議場内の品位を落とすような言葉がありますので、その辺は重々注意してから発言はするようにお願いしたいと思います。

○ 7番（新崎悟一） 議長のおっしゃることを考慮しながら話をすると……、とりあえずですね、塩屋小学校は私の出身校であって、そこで女性の人権を侵害しているような人たちに利用されていることが残念で仕方ないというのが、まず私の思いです。皆さん自身の出身校で同じ行為を行われたら無関心でいられるのでしょうか。あと自分の娘がこのようなAVに出演していたら無関心でいられるのでしょうか。その辺をちょっと今後ですね、もう一度よくいろんな角度からですね、今回の撮影の是非というのを考えていただきたいなと思えます。

善管注意義務という話をしましたが、大宜味村は旧塩屋小学校を貸し出す際、大宜味村立学校跡地活用基本方針に沿った貸出しを行うことが、貸し出す管理者としての責任です。結果、方針に従っていない賃貸者に貸していると思えます。様々な事業を行うとして、この事業者に賃貸されたようですが、今の収入源は何だろうと聞いて回ったら、グラビア撮影ですとか、あとやんばるアートのときの賃料ですとか、あと旧塩屋小学校跡地を使って様々な事業をするという、いろんなどころに融資を募っている。この3点が主な収入源との話をお伺いしました。

確かに現状を見ていると、それ以外何もしていないような気がします。募集要項には事業の実施に必要な能力を有していることとありますが、果たしてこの事業者は募集資格に該当しているのか。今の状態は果たしていないと思うのですが、なぜこの事業者を選定したのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

先ほど村長からも答弁がありましたように、選考委員会のほうでこのプレゼンテーションを受け、その審査基準に基づき審査されております。その審査においては上位を示しておりましたので、その上位を示した答申において、我々庁内として、役場としてもその判断を尊重しながら決定をしたということになっております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） この事業者の、先ほど話をした融資を募っている件についても調べてみました。数件あったのですが、事実確認ができた一つだけ御報告します。

国頭にある、ある牧場を取得する際に沖縄農福連携協議会の豊住氏と共同して2億円で購入するとして融資を募り、実際は1億円で購入して、1億円を懐に入れたとの情報提供がありました。そのためにそのある牧場について調べたところ、現在の所有者は沖縄農福連携協議会であったので、沖縄農福連携協議会の豊住氏に確認をしたところ、確かに2億円で買わないかとの提示はあった。当時の地主と直接話したところ、売買価格は1億円であったため、1億円の融資を受け、地主から1億円で購入しましたとの確認をしました。確かに2億円で土地購入者を募集して手数料として1億円を得ようとしていたことが分かりましたが、豊住氏はその計画に共同して名前を出されていただけで、いい迷惑を受けただけという話でした。

あとですね、活性化センターで飲食店をしているそうですが、去年の年末に居酒屋をしていたとの情報提供もありですね、22時までの営業ですけれども、村の施設で酒類提供を目的とする営業をすることが、果たして適正なのでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 酒類の提供が可能かどうかということなのですが、ちょっと今はっきりしないので、確認して後でお答えしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私がいろいろ聞いて回って、情報提供を受けたところではですね、そこで給料も払ってもらっていないよとか、だから辞めるんだとか、あとその賃料もずっと払っていないはずとか、そのような話がありましたけれども、この塩屋小学校の賃料についてはきちんと支払いを受けていますか。支払いをしていないとしても、いつからかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

賃料については、去年の決算時にも報告させてもらいましたけれども、昨年度から賃料が入っておりません。その内容で確認をして支払い方法、計画などの状況確認中でございます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 報告も受けているんですけども、再度驚きしかない。なぜそんなに放置していたのか。去年の決算報告ですからもう2年間ということですよ。2年間支払いを受けていない。契約書を見ると4か月分の保証金はもらっているの、普通だったら5か月目から督促の請求とか、あと退去勧告するのが普通ではないのでしょうか。本当に申し訳ないと思いますけれども、この事業者を選定したことは管理者としての善管注意義務違反としか思えないです。その未納の賃料は誰が責任を持つのでしょうか。普通だと任命権者です。未納の金額というのは大宜味村民の被害となりますので、それを御理解いただけたらと思います。時間がないので次に移ります。

備蓄が133人分の3日分、それでどうやって災害時に全村民を救うことができるのでしょうか。多分133人の3日分って、ここの庁舎内の人数分ぐらいしかないということですよ。もうちょっと少ないかとは思いますが、その辺をちょっとお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

先ほど言われましたように、ここの新しい新庁舎ができて、今備蓄倉庫があるんですが、そこに収められている人数分が133人の3日分ということになっております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 備蓄をするためにヘリポートもあって、物資の、食料の配達のためにヘリポートがあって、そこに緊急時には降りてくるという説明がここの説明のときにありましたけれども、ここ以外にもやっぱり全ての村民がお腹をすかせないように備蓄対策というのを進めていってほしいなと思います。あとやっぱりいろいろな計画書を立てていても実行できないと何も意味がないと思います。近い将来70%で起こると言われている台湾有事ですね、起こっていただきたいのですが、最悪の事態が起こった場合でも村は村民を守らないといけないと思います。最悪の事態でも村民を守る救出が来るまでの備蓄はやっぱり必要になります。東日本大震災の際に一番遅く救助が行われた具体的な日数に

ついて、正確には情報を取れなかったんですけれども、災害発生後、救助、救援活動が緊急に展開されたけれども、被災地の広範囲と被害の深刻さにより一部の地域や孤立した地域への救助が遅れたり、困難を伴ったりすることがあったようです。津波によって交通や通信が寸断され、被災地のアクセスや情報共有が困難となったために救助活動の迅速な展開には時間がかかっているというのが前回の未曾有の災害で起こったことです。やっぱり未曾有の災害にも備える、それがリスク管理ではないのでしょうか。大津波が来た際に村民はどこに逃げればよいのか。お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 今は、大津波のほうで限定しておりますので、地域において防災組織というのが、今は2か所しかないんですが、本当は全集落それを網羅して、常々災害、風水害もそうですけれども、津波に関してもそうなんです、そういったリスクを抱えたときにどう避難しなきゃいけないかというところで、17区字の地域防災組織というのは必要ではないのかなと思います。今じゃあどこに逃げればいいのかとおっしゃいましたが、とりあえずは命を守るために高台というのが優先です。車の移動等ですね、沖縄は車社会と言われていますが、まず大津波の場合はもうすぐ何も持たず高台へ逃げるというのがマニュアルだと思います。小学校、中学校においては授業中であつた際に、近くには避難階段があつて、実際、毎年避難訓練が行われております。村民におかれましても注意を呼びかけて、避難訓練に関しては呼びかけてはいるところでありまして、そこが全て東日本大震災のように長期間滞在できて、そこで避難できるか、施設があるかという、大変申し上げにくいんですけれども、今現在はないと思います。ただし、大保ダムであるとか、そういうところの指定は行っております。そこにも私どもの直接準備しているわけではないんですけれども、企画観光課が観光者に対しての備蓄も多少行っております。そういったところでの、先ほど133人分と言っていたんですけれども、ほかにそういう観光の皆様方のためのものとして備蓄のほうをやっております。答弁になっているか分かりませんが、まず大津波の状況があつたら、すぐ命を守るために高台に逃げるというのがまず第一の要点だと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。

○ 7番（新崎悟一） 東日本大震災の際に、そこで被災された方のお話を聞いたことがあります。そのときに言っていたのが、やっぱり歩いて逃げる方と車で逃げる方がいて、後ろまで津波が差し迫ったときには言い方は悪いですが、容赦なく避難で歩いている方を車がひいて避難していたと。そういう話も聞かれていますので、できるだけ避難経路は近くに設置していて、すぐに回って上っていくような状況ではなくてですね、各地区ですぐに避難ができるような経路を確保していただきたいなと思います。国土強靱化の予算とか使えばですね、避難経路とか避難所を造ることはできると思いますので、いつ起こるか分からない災害ですので、早い御対応をお願いして、村民を守っていただきたいと思いません。

時間がないので、私が思うこれからの危機、リスクは災害だけでなく、住民の減少とか、住民の所得の低下とか、働く世代の減少、学力の低下、住民サービスの低下など、多々多方面に及ぶと思います。危機管理の一番はやっぱりコンプライアンスを強化すること。あと想像力をつけることだと思います。実際にそれが来たときにどうなるのか。まずですね、執行部は村民を守る責任がありますので、ぜひいろいろな交付金などを活用しながら、村民を守ることを第一に行動していただきたいと切にお願いして、

教育についてまでも質問したかったのですが、時間がないので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（大城佐一） 以上で7番 新崎悟一議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 0時10分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に4番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 一般質問を行います。

一般質問を行う前に皆さん新庁舎のこの屋根に張ったプリントの芭蕉布柄と、あれが縦に入ったものは本物でございます。ジンバン柄とかゼンバン柄とかいうんですけれども、あれは本物で、だからそういうものが本当に大宜味村の新庁舎に設置してよかったなと思っております。

一般質問を行います。喜如嘉の芭蕉布に関することについて伺います。

①芭蕉布の植樹について。新庁舎周辺に芭蕉を植えることはできないのか伺う。

②旧議会棟に設置予定となっている図書室への芭蕉布コーナー設置について。芭蕉布に関するルーツとか本を揃えて世界に発信するデータベースを取り入れることはできないのか伺う。

③沖縄県鳥獣被害防止総合対策交付金による猪対策フェンス設置について、芭蕉畑については該当するのか伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 芭蕉を庁舎周辺に植えることについてお答えします。

議員の提案は非常に良い意見だと思いますが、現在周辺には記念植樹が行われたシークワサーや椿などが植えられています。また裏側には従来からある桜やつつじが植えられておりますので、現時点では難しいと考えております。なお、この議場を含め新庁舎内のあちらこちらに芭蕉布がちりばめられておりますので、喜如嘉の芭蕉布のPRは十分にされているものだと考えております。

猪対策フェンス設置についてお答えします。

芭蕉布に使用する、芭蕉布畑に猪対策フェンス設置に関しましては、沖縄県に確認したところ現在被害のある芭蕉畑のフェンス設置については可能であります。しかし農業を営んでいる方々に対して優先順位が高いと位置づけされております。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 図書室への芭蕉布コーナー設置についてお答えします。

現在7月のオープンを目指して現在、図書室の旧議会棟への移設作業を進めているところでございます。ご質問の芭蕉布コーナーを設けることに関しては、進めていきたいと考えています。ただ2点目の

世界に発信するデータベースを取り入れることにつきましては、現段階では考えておりません。以上です。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 芭蕉布の植樹なんですけれども、新庁舎をひと回りしますと、まずたくさんではないんですけれども、木のそばに1本とか、ここちょっと盛り上がっていて節があって、ここに1本とか1本とか無理なく植えてもらえたらいいのかなと思ったりしたんですけれども、芭蕉の苗はもちろん喜如嘉から提供するんですけれども、そういうのもできないのかなと思いました。それで一応できたらよろしくお願ひしますということなんですけれども、ぽつんぽつんこの上のほうです。畑を作るのではなくて、ぽつんぽつんと植えられるぽつと駐車場から見ますと植えられる場所があって、それが無理なくできたら植えてほしいと思ったところでございます。

それで2番に行きます。旧議会棟に今図書室を7月オープンに向けて準備しているということなんですけれども、私の手元に今芭蕉布物語というものがあります。この本は昭和17年に日本民芸協会が喜如嘉の芭蕉布に出会い、一村上げてこの芭蕉を織る村のおばあちゃんたちも居て、こんな盛況でこの村に来ればほとんど毎日見られる美しいすばらしいものだと呼んでいます。これが昭和17年度にできた本です。これは今も芭蕉会館で多分売っていると思います。それともう一つ私の手元にあるんですけれども、これが倉敷通信って言って、昭和14年に琉球工芸研修旅行に来て、日本民芸協会の方々が昭和14年この旅行をしたときに2か月かけて沖縄伝統の工芸を見ながらの3月25日から2か月間かけてなんですけれども、その年の4月14日に喜如嘉に着いて、その夜は村の人々と話し合い、翌日は大宜味村役場に行き、昭和14年の話ですよ。その部落に三衆館という宿を取ったそうです。多分大兼久にあったのかと思いますけれども、三衆館というところに泊まったんですけれども、お客がないということで夕食を準備してもなかなか出てこないで、また喜如嘉の人と座談会をしようとして工芸者が喜如嘉の人たちと交流したんだそうです。そのときに首里に行って喜如嘉の金城ヒデさんという人を首里へ連れて行って、板敷屋ってあるんですけれども、その当時は元気な叔母さんなんですけれども、工芸指導者の仕事の首里に連れて担当させて、また平良区長ってその当時の平良区長って、平良真次さんかな、敏子先生のお父さんになる時代の人たちで、この平良区長の案内で平良俊子、中原ウシ、前田ナエ、前田ヨシさんの家を訪ねたって。その人たちの芭蕉織を見て、すばらしいって、昭和14年の話ですよ。それからこの人たちは泊まったんですけれども、また大兼久のこの三衆館という宿に戻って役場にも寄ろうということで大宜味村の役場で芭蕉の端切れをもらったんだそうです。この芭蕉布の端切れがあまりのすばらしさにもうすごい感動して、もう本当に夏はこれがないといけないとか言って、北部地区にあった今帰仁に残っていたけれども、最終的には昭和14年の頃から大宜味村喜如嘉、喜如嘉ってなって、何箇所かの芭蕉布の葉の何かを調べたら、やっぱり喜如嘉の芭蕉布って。それで何で喜如嘉の芭蕉布になったかという、今織子で習った人たちも何で喜如嘉の芭蕉布なの、芭蕉布はみんないっぱいありながらということを行いますけれども、この喜如嘉の芭蕉布というのは日本民芸工芸の人たちが推薦して国指定になったんです。それを多くの皆様に分かってほしい。喜如嘉の人がこの無形文化財にするってやったのではなくて、国が進めてやってできたということ、今の若い人たちにも、自分たちも分からなかったんですけれども勉強して分かったところでございます。それでやっぱり芭蕉布コーナー設置とか、今外国の人たちも芭蕉布工房を見学するもので、発信するデータベースとかできるのかなと思って、そういうものもできたらいいなと思ったところでございます。

そして私のお願いごとばかりでございますが、3番に行きますが。この芭蕉布工房の方が交付用紙をもらって記入して出しに行ったら、何かこれ猪も該当するかなと言われたんだそうですけれども、なぜ彼女はこれを出そうかと思ったら、もし津波とか災害があるとき地元で芭蕉が全滅したら、もう大変ということで、山に土地を最近求めたんですよ。そしたら30本植えたらみんな根こそぎ猪にやられて、将来のことも考えて山に土地を求めて植えたんですけれども、これがみんなやられてフェンス願いの交付用紙をもらって出しに来たら、該当するかなとハテナ、クエスチョンマークしていたから、できませんとは言われなかったけれども、できるかできないか分からないということで、でも芭蕉はよく国道沿いの中は猪が多い時期はみんなやられているんですよ。それでこの土地を求めたところに、フェンスやるからって役場で相談できなかつたら自分たちでやろうかなと47万円かかって、これプラス人件費で業者に頼まないといけないということで、ぜひ該当してほしいみたいに言っていたんですけれども、この必要に応じては優先順位があって、今本当に喜如嘉部落を歩きますと、荒れ地のところにもフェンスはうんとやられているんですよ。どこ歩いても村ではフェンスされているんですけれども、これは猪はやるんですか。可能ですってありますけれども、ぜひ可能でありましたら対応・対策できるのか再度伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 質問ちょっと戻りますが、庁舎周辺はスペースがなくて植え付けられないということなんです、シークワサーとか椿を植えたところはずっとそこに成長して大きくなるんですね。ところが芭蕉は1本植えたら数年たつとどんどん横に広がって、子、孫、どんどん広がって行って、中はまた空洞になっていると。だから芭蕉はある程度スペースがなければ植えるのは厳しいかなと思っていますので、そこら辺は御理解願いたいと思います。フェンスについては可能ということでありますから、優先順位はちょっと違うようですが、そこら辺は優先度が高いところとかを精査して、できるだけ芭蕉布も該当するように制度ができたらいいなと思いますが、芭蕉を植え付けた時期は猪がいたずらするんです。植えたところはすぐ分かるので、すぐ猪が引き抜いたりするので、緊急対策として1本植えたら小さなワイヤーメッシュで1本1本囲んでいくとか、そういう対策も有効かと思いますが、確かに猪被害、芭蕉だけではなく、あらゆるところに出ていますので、猪も頭がいいですので、こちらも頭を悩ませているところですが、ぜひもしあれでしたら1本1本囲って猪対策したらどうかというふうな思いをしました。課長何かありますか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 美佐子議員にお答えします。

芭蕉も沖縄県に問合せしたところ、該当します。工芸作物ということで一応位置づけされて該当しますが、まず基本は被害状況が大きいものが優先順位が高いんですよ。令和4年度には3農家で240万円ぐらいですかね、フェンス、ワイヤーメッシュをしたんですけれども、今現在4月から来月まで申込みの期間中ですので、まだ申込みされていないと聞いておりますので、まずは申込みしないと設置できませんので、申込みした上で我々が申請書の内容を確認して優先順位が高いものから設置したいと思っていますけれども、必ずしも今年、芭蕉布の畑のほうに設置ができると約束はできません。それは念頭に置いてください。来週でもいいですよ。早いうちに私も現場を確認したいと思っていますので、もしよろしかったら美佐子さんが案内してもらって、担当と私と現場を見させてください。よろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） じゃあ該当するということで、とてもいい返事をもらいました。でも本当に今村長がおっしゃっていたように、1回で30本折れたら本当にみんなやられてしまったというのは、本人たちも管理の仕方が1本ずつ確保していくとかして、そしてまた書類書いたのもありますので、これも早めに出してお願いしたいと思います。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 質問していきたいと思います。

今回1つの題名ですが、深刻化する買い物弱者の現状を打破する方策についてという質問事項であります。内容についてであります。現在日本全国も含めて国民の4人に1人が高齢者となる「超高齢社会」が到来しているが、その深刻な問題の一つに「買い物弱者」問題が挙げられる。これは「交通弱者問題」「買い物難民問題」「食料品アクセス問題」とも称され、新しい社会問題となっております。我が大宜味村においても、ここ数十年で少子高齢化や過疎化などの影響により、各集落にあった多くの共同売店や個人経営の売店が閉鎖し、現在は村内12店舗ほど（田嘉里・謝名城・喜如嘉・大兼久・塩屋・大保・宮城・ビジターセンター・コンビニなど）である。また移動販売車による週1回の巡回販売や注文販売などが行われている状況です。しかし、買いたいものが品薄とか金額の問題もあり、ほとんどの若者や運転ができる高齢者などは、名護市などの安価で便利なスーパーで購入しているのが現状である。ただ、自家用車やバスといった移動手段がない、あるいはあってもきわめて不便な状況に置かれた人々にとって、郊外の店舗に出かけることが困難となっている。さらに病気や足腰が弱ったために、日常の買い物に支障がきたしている高齢者も少なくない。「買い物弱者」問題は、単なる不便にとどまらず、高齢者の食育・健康問題、社会格差の拡大や貧困など、今後さらに深刻な問題となることが推測されます。よって、買い物弱者支援及び現状を打破する方策について伺います。

①地域福祉の観点から買い物弱者への支援をどのように行っているか。

②がんじゅうおおぎみ〜めざせ健康世界一〜健康大宜味21計画が出されておりますが、「豊かな食生活を通して健康と文化をはぐくみ、活力ある大宜味の創設」を基本理念とし、基本目標1.（食による健康づくりと食の安全を推進）2.（豊かな食習慣と食の文化を育み継承します）3.（食を支える産業の育成と環境作りを推進します）とされており、食は生きていく上で基本である。食育推進計画に基づいて買い物弱者対策も同時に推進すべきと考える。だれ一人取り残さないという方向性から十分な支援が行き届いているのか。

③高齢者の買い物難民の方は、食料品など十分に確保できないことから、野菜や果物、魚、肉類などの栄養価の高い生鮮食品の摂取が少なく、保存のきく加工食品に食もかたよりがちになるため、健康上の問題も起こりやすいとされています。村民の多くの老若男女が望んでいるスーパーマーケットなどの企業誘致を押し進める考えがないか。以上です。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

買い物弱者への支援をどのように行っているかについてお答えします。

現在、高齢者及び障がい者が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くことを目的として、高齢者等買い物支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しております。

十分な支援が行き届いているかについてお答えします。現状といたしまして、各地区の民生委員や地域包括支援センター職員への相談、また買い物支援等が必要な対象者の情報があった場合には、生活状況の確認を行い、買い物支援事業の紹介、利用申請を進めて活用していただいているところでございます。

スーパーマーケットなどの企業誘致についてお答えいたします。現在のところでは、スーパーマーケットなどの誘致については、考えておりませんが、今回の質問を受け現状などを鑑みながら検討事項の一つとして考えたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） まず①についてですが、現在、社会福祉協議会買い物支援について、私が確認したところ、基本的に村内が基本であるようです、買い物支援は。ここのお店になれば次のお店に行ったりしていろいろ回ったりするらしいんですが、生鮮食品はほとんど手に入らないということで、そういうことで、ほとんどこちらにいる若い方は自分で家用を持って、ほぼ外部で購入しているようなことも皆さん御存じかと思えますけれども、我々も20分足らずで名護まで行けますので、ただ地元の高齢者に聞くとところによると、もっと生の新鮮な野菜や肉、魚、本当に欲しい品物はあるんだけど、人に頼むにも変であるし、お金をやってお願いしてたまに行くんですが、しょっちゅうはお願いできないと。そういう高齢者が一人暮らし、またずっと独身でおられる方も我々の地域にいて、その方が買い物に一番苦労しているよということで、大宜味村で一番大事なものは、我々大宜味村というか高齢者だけではなく、人間として毎日三度食べるのが食事ですから、食事が自由に本当に好きなものがいつでも買って食べれる、自分で選んで買えるそういう環境が我々大宜味村には実はないですね。共同売店もある時代は、根路銘なんか、あの時代は車もほとんどない時代、外部に行くにもバスに乗って名護、辺土名まで行くような時代でしたから、その時代はよかったんですよ。今は物がたくさん余ってたくさんあるんですが、買い物に行ける状況でないという高齢者がいて、これだけが非常に福祉の中で一番願っているということで高齢者は常々そういう話を聞きます。ですからこの買い物弱者の問題は我々やんばるみたいなこういう僻地だけじゃなく、東京のど真ん中で店舗が抜けてなくなって郊外に店ができて、そういう町の中でも本当に買い物支援の弱者が増えているということで、経済産業省もこの問題で非常に今進めていかないといけないという国を挙げてやろうという問題なようであります。そういうことで買い物支援についても一度確認したいんですが、今本当に買い物支援の中で福祉につなげて、ぜひ買い物に連れて行ってほしいって口に出して言えないとか、そういう年々日によって体調が悪くなったりしてうまく利用できないとか、つい最近まで車に乗って名護まで行っていた方が病気をして買い物に行けないとか、どうなっているのかなと非常に気になっているところでもあります。もう一度その辺を何かほかに支援の村外まで行けるようなことができないものなのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 買い物は村内が中心ということなのですが、これは当然村内の事業所の育成と

いう観点から、いきなり村外に買い物を連れていくのも大きな課題だと思いますが、できるだけ村内からというふうなことだろうと思いますが、実態としては村外でも買い物をされていると思いますので、個人の状況によつての買い物動態が変わると思いますので、そこら辺は社協と調整して、基本的には村内から買い物をしていただく。どうしても村内になればまた村外、そして後々村内にも生鮮食品、肉類ですね、準備できるような店舗の指導というか、話し合いを持ってそういう品物も充実したものにしたいとそのように考えております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 私が最初に読み上げたとおり、今大宜味村内には12店舗あるんですが、非常に共同売店というか売店の運営が非常に厳しい状況だと思います。人はどんどん減っていくし、共同売店を運営するのもほとんどが高齢者のためになくてはならないという、本当にそういう思いやりの気持ちで今現在売店が成り立っているような現状ではないかなと、お隣の大兼久もあるんですが、その以外はほとんどないんですよ。運営が非常に厳しいということで、我々車を持って買い物に行ける人は自由でいいんですが、そうじゃない高齢者のことをもう一度考えてみますと、やはりこの買い物支援はもう少し配慮がされているのかなと私は思っていたんですが、実際内容を聞くと村内のここに買いに行ってみようということで行って見たら物がなかったか、たらい回しにみたいになっているものもあれば、欲しい物はないんだけど、もうしょうがないから買っておこうねとか、そういうこともあって本当にかわいそうという言い方でいいのか分かりませんが、これこそ福祉がもう少し考えて我々若い世代もいずれ車を乗れなくなる時代が来ますので、長く大宜味村に住むためにはこれが三食食事を取るためには大事なものであるということ非常に痛感しております。その高齢者の方々の話を聞くと何よりもスーパーに行けば物がぱっと買えるようなそういうものが欲しいということ常々よく耳にするものですから、私が今回取り上げておりますが、ぜひとも買い物支援については福祉課長含め、その辺ちょっといろいろ検討をされて、もう一度高齢者しかいない我々大宜味村には、絶対必要なこの支援だと思いますので、検討されていってほしいなと思います。

この件は終わりました、次に②のがんじゅうおおぎみの健康長寿ということでこの本が出されて、今も該当していると思いますが、この中にあるものも全て食に関することが基本にあるようです。やはり我々生きていく中では食というのが一番大事であって、我々もそうですが、医食同源と言われて食べて、また寝て休憩して、手ごろな運動をしてということで、健康長寿ということがうたわれていますが、我々もまだ健康長寿というほど年齢はっていないんですが、この中に食文化ということである琉大の先生が書かれているものがありまして、これは私今回初めて見てちょっと報告したいと思います。

大宜味村はかつて長寿日本一であったことを証明されているように、健康の3本柱である健康・運動・休養バランスがよく機能していたことにあります。特に食生活においては昔ながらの伝統的な食生活を受け継ぎ、ミネラル豊富な緑黄色野菜や海藻類を多く食べ、豚肉や豆腐などの良質なたんぱく質を取り、また身近な野草類も活用するなど、医食同源に近い食生活であることがうかがえます。琉球大学名誉教授の平良一彦氏らの研究の報告で、世界一の長寿村に学ぶ早死にしない健康習慣による豚肉を中心とした肉類を過不足なく食べ、ミネラルやビタミン豊富な緑黄色野菜を中心とした野菜類を多く食べ、豆腐を中心とした豆類や昆布やモズクなどの海藻類をよく食べ、野草類も頻繁に利用し、食塩摂取量も低く5グラム程度であったことなどが報告されております。これは先人が築いてきた健康長寿の食生活を改めて評価し、再現と承認していくことはこれからも健康長寿を実現するためには意義深いものと言

えます。これを見て何か過去の栄光みたいな感じの文面も残っておりますが、これを取り戻すにはやはり食べ物ということに関しては、この肉類とかミネラル、緑黄色野菜とかも手に入りやすい環境というのも今後は車社会でありますので、必要ではないかと思いました。そういうことで、この長寿日本一を我々大宜味村はさらに目指すためには、この食生活の向上をやるために必要であると。

次に、この本の中で非常に私がいいなと思っているのは、基本目標というのがありまして、食による健康づくりと食の安全を推進しますという題名と基本目標1と、豊かな食習慣と食の文化を育み継承する目標2。次に3に食を支える産業の育成と環境づくりを推進するというところで、村民1人1人の食生活の改善を図られるよう栄養バランスのよい食生活の知識や、安全で安心な食を学ぶ正しい情報を啓発し、食による健康づくりを推進するという形で、今いろいろ健康長寿の問題もあるんですが、この本を現実的に実現するために、住民福祉課や社協がいろいろ活躍されていると思いますが、基本的に①で言ったように、買い物もできる環境もないと非常に厳しいのかなと思います。そういうことでぜひともこの①で言ったような買い物支援についてはよく考えていってほしいなと思います。経済産業省がこの我々みたいな買い物弱者のいる地域に店舗を造る、もしくは誘致するというのをうたわれています、まず1に。2に店への移動手段を提供する買い物弱者のいる地域に住む住民を買い物場へ送迎すると、さっき言った支援ですね。そして商品を届ける宅配や移動販売といった形式で、現在我々の地域で行っている移動販売、そしてクーポンとかそういうもので注文して買い物ができる地域の運搬、販売という3つのそういう方法を経済産業省とも取っております。この辺を強化していけば大宜味村も非常によくなるのかなと思います。現在の大宜味村の現状としましては、買い物は地域の暮らしに必要な不可欠なものであります。買い物弱者の発生は地域の暮らしにくさにつながります。地域の暮らしですね。買い物に不便であることはその地域で暮らしにくいことにつながる。本当に暮らしにくい状況です。暮らしにくいことにより地域から人が町に流れていくと。地域の人流出は特に農山漁村においては過疎化につながり、さらなる店舗や交通網の撤退や廃止につながる。やがてこの路線バスもなくなるかもしれません。東側はもうなくなっています。特に若者層の流出は地域の高齢化に拍車がかかる。今現在大宜味村がそういう現状にありますので、本当にこの辺を打破するためにも考えていかないといけない戦略だと私は思っております。

今、6月に値上げされる食品や飲み物3,500品目余り、6月1日現在ですね。民間の信用調査会社帝国データバンクによりますと、国内の食品や飲料メーカー195社を対象にまとめた調査によりますと、6月に値上げされる食品や飲料は、再値上げや価格を変えずに内容量を減らす実質値上げを含めて3,575品目となっております。そういう面からガソリン、燃料、ガス、あらゆるもの。我々年金も上がるわけではない、給料も上がるわけでもない中に物価が上がって、その中で高齢者は特に生きにくい現状にあるんじゃないかなと。せめて買い物ぐらいいはできるように。村内の最初に説明したんですが、売店も共同売店もあるんですが、物は少ない。値段的にも別に安くないですよ。そういう面から多分若者はほとんどちょっとした日用品の不足分は買うけれども、ほとんどが名護のスーパーマーケットとか、隣の国頭のスーパーとかに行って購入されているのがほとんどだろうと私は思っております。

そういうことで、この買い物支援と次の③につながるスーパーマーケットについてですが、この辺にちょっと移っていきたいと思いますが、村長から検討ということがありました。これは本当にスーパーマーケットとは言わずに、スーパーというものは誰もが本当にもしあればこんないい生活ができる環境はないんじゃないかなと。スーパーマーケットがないためにどういうことがあったかということの事

例をちょっと挙げていきたいと思います。私の友人で実は名護にいます、大宜味の結の浜に土地を買っていい環境だということで、旦那さんは非常に希望しておりました。奥さんが学校も近くていいのだけれども、スーパーがないからと断ったそうです。これは環境のいい場所にいる人は当たり前だと思います。しかし我々は生まれも育ちもやんばるのこの地域でありますので、ここで長く生きていくにはやっぱり少しでもいい環境に、本当に売店もない地域がたくさんあるんですよね。もうこの高齢者がどんなして買い物しているのかいろんな状況があると思いますが、それともう一つですね、村外からの移住した高齢者の話ですが、自動車免許を返納し、病院へ通院もあるけれども、特に日用品の買い物、米とかこれを持って自宅まで買い物行って帰ってくる。これほど大変なものはないということを訴えておりました。その辺は非常に若い我々としても考えないといけないことなんだろうなとそういうふうに思いました。

スーパーについてなんですが、隣の今帰仁村は人口が8,000名もいないんですよね。3店舗大きな店があります。それ以外にも商店がたくさんあるんですが、我々大宜味村は3,000人ちょっとしかいないんですが、北部3村をプラスすると9,000名はいるんですよ。だから大宜味村だけで考えるんじゃない。東村も名護市も私は元々3村に働いていたものですから、大宜味の結の浜辺りにできたらみんな利用するけれどもねという話は常々やっておりました。そういうことで単独だけではなくて、ぜひともその辺は前向きに考えていただきたいと思います。

それと大宜味村に住んでよかったと実感できるものとして、スーパーマーケットは豊かな食生活を与えてくれるものと確信しております。村長、もう一度その辺どうでしょうか。私が今までしゃべってきた中でスーパーについて。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 買い物弱者についてですが、最初の食べ物、食品、健康長寿ということは食生活が主でもあります、いろいろまた環境とか地域のコミュニティとか、様々な要素が関わって健康長寿につながっている。その一つに食生活があると思いますので、そこはバランスよくこういういろんな要素が絡み合って健康長寿に至っているだろうというふうな今認識をしております。そしてスーパーマーケットの誘致なんですが、今村内地域で共同店を経営して、一旦潰れた共同店をまた立て直して地域の方々が再建してやっていると、これは大変地域で喜ばれて地域の活性化、地域コミュニティ、かつては各集落に共同店があってそこに集まってコミュニケーションとかいろいろ話をして、地域とつながりがあったんですが、今それが薄れつつあります。その共同店を核にして地域の情報を得て地域の活性化につながっていることは確かだと思います。各集落に共同店があるのはぜひ必要だと思いますが、昨今の情勢で品物がないとかでスーパーに流れるということになれば、仮に村内にまたスーパーができれば共同店の1店は経営が非常に厳しくなって、どうなるかなということで心配してそれが地域のまた衰退につながっていけば大変残念な思いですね。そこは共同店の役割、スーパーの役割、そこには地域住民の意向も調査しながらすぐにスーパーを造るんじゃなくて、やっぱり総合的に発展を図る観点から検討されるべき問題だと思いますので、そこはまた今後議論して対応させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 平成22年度ぐらいですか、実は大きい企業を幾つか当たって行政側から、サンエーという企業が最後まで残って、ほぼ90%近くまでいったそうです。そのときに共同売店の意見も聞いたら別に何も問題ないよと言われたそうです。逆にスーパーから物を買ったのを共同店に卸すと安く

やれると、卸から卸すよりはそのほうが安く販売できるということで、今名護辺りから買ってきて販売をしているようなので、その辺は問題なかったということを過去にはあったような話がありました。我々議会は地方自治では首長と議会議員をもとに住民が直接選挙で選ぶという制度を取っておりますので、これを二元代表制と言いますよね。二元代表制の特徴は首長、議会側が共に住民を代表するところにあり、また積極的な政策、提案を通して政策形成のもとになることこそ二元代表制の本来の在り方であることから、我々議員としてもスーパーマーケットの企業などに当たる機会があれば、ぜひとも誘致に話もやっていきたいと思いますが、村長、その辺最後いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） まずは地域住民、議会の皆さんとも協議しながらここは双方の意見を聞きながら大宜味村に住みやすいような形になれば一番いいですので、そうなるようにまた調整させてください。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは一般質問に入らせていただきます。

全国のコンビニ等で各種証明書が取得できるサービスの実施について。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して市町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニ等の店舗約56,000店舗から取得できるサービスです。また、市町村窓口の閉庁後、いつでも6:30から23:00まで利用でき、住民により良いサービス提供ができることから県内でも41市町村中22市町村がサービスを開始しているが、今後本村でも取り組む計画はあるか伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） コンビニ交付サービスの開始につきましては、現在、取り組む計画は特にございませんが、閉庁後及び土日の住民票等証明書の発行については、村民の利便性向上の観点から検討する必要はあると感じております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） このコンビニ交付に使われるマイナンバーカードなんですが、本村での普及率を教えてくださいなんですが、お願いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えいたします。

5月31日現在になりますが、交付率については56.5%となっているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 現在ですね、このマイナンバーカード、国のほうでは普及推進が行われておりますが、大宜味村としてももちろん普及推進は行っていくと思います。そこでマイナンバーカードのメリットについて伺います。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えいたします。

マイナンバーカードの利用につきましては、よく利用されるものといたしまして、本人確認書類にな

るほか住民移動に伴うワンストップサービス、あと健康保険証として使える。本村では行ってはおりませんが、市町村によってサービスが異なるコンビニで各種証明書が取得できるなどがあり、利用方法は今後も拡大することが想定されております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。身分証明書の代わりとか、あとは申請したら保険証としても使えると思うんですけども、それは特にマイナンバーカードがなくても、今までと特に変わりはないのかなと思います。マイナンバーカードを持っている、取得するメリットを感じることができるのが、コンビニ等で各種証明書等が取得できるサービスはないのかなと思います。例えば平日仕事で役場等になかなか行くことができない方が、代理人を通して証明書を取得しようとするとき、どのような手続が必要なのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えいたします。

代理人のほうで請求されるということですが、同じ住所にいる方については住民票のほうの発行は、そのとおりその世帯でできるかとは思いますが、同じ世帯にいらっしゃらない場合は委任状等を持参していただくことと、身分確認が必要になると考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 少し確認ですけども、申請書等はたしかホームページで取れると思いますけれども、委任状は取れますか。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

委任状のほうをホームページで取れるかということですが、ホームページのほう、その部分については確認してはおりませんが、委任状については任意で記載して、必要事項を記載していただければ委任状になるかと思っておりますので、そちらのほうで対応できるかとは思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあそれではですね、もしですよ、県外で暮らす村民が急を要するとき、その書類が必要になったとき、最短でどれぐらいで手元に届くか教えてください。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

どちらに住まわれているかというか、県外のどこに住んでいるのかにもよるかと思いますが、郵送で請求される場合、少なくとも2日から3日ぐらいはこちらに到着、郵便の配達時間を要するかと思います。そこから役場の住民系のほうで発行する手続をして、そちらを返送するに当たり、また約2日、3日かかるかと思っておりますので、合計して1週間から10日程度かかるのかなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

こんなに手間がかかるんだったら転居したほうがいいのかなど考える人も出てくると思います。これはなぜ僕がこの話をするかということですね、僕も今回初めて、娘が進学するに当たり、初めて村外から出るということを経験したので今の現状を知ったんですけども、大宜味村の子供たちというのは早い子で中学校を卒業するときに、ほとんどの子が高校を卒業するときには村外や県外に進学で出ていきま

す。大宜味村に住所を置きながら村外、県外で暮らす村民にとってはとても必要な住民サービスだし、マイナンバーカードを持った意味があると思います。村民がどこで暮らしていても、いつでも安心して各種証明書が受け取ることができる、そのような環境をつくるのはやっぱり行政の行う住民サービスではないのかなと思っています。それが人口流出を防ぐことにもつながるのかなと思っていますので、最後に前向きな答弁をよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えいたします。

住民基本台帳の観点から行くと、住所を移動させた場合には基本的に住民票を移すというのが基本になっているかと思えます。そこについてまず1点目と。

あと、このコンビニ交付のサービスの導入についてはですね、現時点の判断といたしまして、高額な導入費と導入後のランニングコストにも大きくかかるということを見込んでおりまして、現段階でのコンビニ交付サービスを開始するには費用対効果の面から考えても、とても厳しい状況かなという判断をしているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 確かに導入後、そして導入費と負担金、ランニングコストと考えると、今は厳しいのかなと。しかし、国としてもこのコンビニ交付は強く推進しているわけだし、全国的に見てもコンビニ交付は当たり前の住民サービスとなっております。例えばですけれども、現在、宜野座村がやっている全部の証明書を取ることができるわけではなくて、2つ、3つの証明書が取れる形にすればちょっと費用は抑えられないかなと思うんですが、その辺もちょっと検討していただけたらと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 美和子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 一般質問をさせていただきます。

質問事項は3件あります。1つ目は、喜如嘉・塩屋保育所跡地利用について。

以前塩屋保育所は福祉施設の職員がコロナに感染した際に宿泊できる場所、喜如嘉保育所は、最近まで、現場事務所で利用していたようですが、今後跡地利用についてどのような計画がありますか。

2、山間部における迷惑訪問者について。

以前から対応されていたと思いますが、大保ダムから登り窯に向ける道、その近隣あたりにレースをしているのか道路にタイヤ痕や、たまに、破損した車両パーツが放置されているのをみかけます。

また、生き物、植物などを採取しているのか、昼間も、饒波から石山展望台向け、蝶々を網を持って採取している人がおります。私の畑にも入っていることがありました。また、夜間懐中電灯をもって、側溝を除いているひとや、人影はないのですが、道に駐車しているのが目立ちます。

①「今後は、世界自然遺産地域を意識した、対応が必要だと感じます。今まで行った対応策を伺いたいと思います。今後どのような計画・対応策について伺いたい」です。

3番目に、ネット通信が不安定な地域の改善についてです。

3月定例会でも質問しましたが、再度、伺います。

大工又土地改良区、登り窯入口、これから開発予定の癒やしの森構想エリアは、ネット通信が不安定な為、繋がらない場所があります。大工又は青年農業者が精力的に栽培しており、若い方はスマート農業等、栽培管理にも、販売促進の為にもネット環境が必要だと感じます。SNSなどで発信することができるよう、検討いただきたいと思います。

何より、農作業は危険性があり安全性の為にもどこでも、携帯で連絡できる事が重要だと考えます。

①「不安定なネット通信を改善する場所の選定は必要だと感じますが、今後、村のネット改善する計画、対応策を伺いたい」と思います。質問は以上です。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 喜如嘉・塩屋保育所跡地利用についてお答えします。

第5次総合計画15ページに記載しております公有財産の活用による産業の活性化において、下から三行目にございますように、学校跡地以外の未利用の土地建物については、賃貸や売却も視野に入れ検討し、民間活用により産業の活性化から村民の所得向上と安定した雇用による定住人口増を目指すとしています。

今議会の議案第29号、企業誘致及び企業立地促進条例で提案させていただきましたが、当該地域を指定地域として、企業誘致に取り組むことを計画しております。

山間部における迷惑訪問者についてお答えします。

山間部道路において、ドリフトなどの行為による騒音への対応を行っていたことがあり、中央線に道路ビューを設置するなどして、その行為を抑制することができましたが、今後の状況において、再発などの状況が確認された場合には、再度対策をとっていきたいと思います。

また、林道や山間部道路の生き物採取、もしくは、密猟と思われる行為への対応としましては、沖縄県の取組であります。林道の一定時間帯における封鎖や、環境省の指導、連携により夜間のパトロールを行ったことがあります。実際トラップが見つかるなどの行為が確認されております。

今後の計画、対策については、ドリフト行為などについては、道路交通法の適用となる場合には、警察署との連携を行いながら対応策を行ってまいります。

また、生き物の採取については、種の保存法など制度で守るべき生き物が存在しております。そのようなものについて、環境省の指導を仰ぎながら、村民、沖縄県民、県外からの来訪者への周知をすること、また、ぜひとも地域の資源の大切さを地域住民から来訪者へ伝えられるように人材育成にも取り組んでまいります。

ネット通信が不安定地域の改善についてお答えします。

3月定例会でも申し上げましたが、現在超高速ブロードバンドが個別の電話回線が通っているところは網羅していますが、山間部や山奥では使用できないのではないかとお答えしました。議員の指摘されていることについては今後、通信会社に対し要望等を提出し、設置が可能かどうか検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 跡地利用についてなんですけれども、すみません、5次総合計画15ページの3行目を読んでおりませんので、具体的にどういった内容か教えてください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今回、この総合計画の15ページ、また企業誘致の条例の提案もあるんですけども、基本構想の一部変更というものにも、同じような資料がついていますので、そちらをもし今お持ちであれば御覧いただきたいと思います。

こちらは村の重点施策ということで、どういうふうに重点的に取り組んでいこうかというところで、総合計画を平成28年度に策定したときにですね、今後跡地関係が多く出てくることが分かっていたので、この喜如嘉保育所と塩屋保育所も含め、公有財産である施設等もですね、あと村有地等も多く出てくることが分かっていたので、そこをうまく民間の活力を生かした形で取り組んでいこうということでここに記載させてもらっているというのが主な趣旨の内容になっております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 山間部における迷惑訪問者についてですけども、今後、住民とか、問題意識を持った住民の皆さんでグループを組んでパトロールをするような組織を作って、改善するような、お役に立てることができるのかということ、どうしたらよいのか教えていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

これはありがとうございますと言ったほうがいいと思います。我々もですね、行政も環境省を中心としながら、あと沖縄県の自然保護課であったり県の森林に関係する部署がありますけれども、そこ連携しながら林道パトロール等もやったりとかしてはいたけれども、やはり民間の力、特に地域住民の方々の力というのが大きなものになってくると思います。私も喜如嘉の田んぼのほうでよくウォーキングとかをさせてもらっているんですけども、そこでも生き物を採取しようとする方々がいます。そこで注意ができることできないことというのもありましてですね、我々行政が法的に注意ができるものできないものというもので、注意ができれば個人の土地に入ったら注意がしやすいもので、通常、種の保存法というものに該当しないもの、それ以外のものもあるんですけども、なかなか取らないでくださいねと言いつらいものがあります。なので区長さん方とか環境省の指導も仰ぎながら相談させてもらっているんですけども、逆に採取している方々から責められる場合がございますので、そこは十分注意しながらですが、ぜひ地域住民の方々がそういったことも理解いただきながら、また勉強していただきながら、我々も人材育成に努めますので、地域からそういったところで私たちの場所ですよというふうなことで、何をしていますかという声かけをしていただくだけでもかなり変わると思いますので、一緒になって取り組ませていただきたいと思っていますので、また林道パトロールなど何かやりたいということがありましたら、企画観光課のほうにぜひ連絡ください。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 私も一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。しばらく休憩します。

（午後 2時37分）

○ 副議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 副議長（平良嗣男） 議長に代わり、議長大城佐一議員の一般質問終了まで議長の職務を行います。
10番 大城佐一議員の一般質問を許可します。10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 一般質問を行いたいと思います。

村長の政治姿勢について。

行政と議会は二元代表制であるが、一人一人の仕事は村の仕事そのものであり、一人が取り組んでいる課題は行政全体、あるいは議会全体の課題である。その課題への取り組み方次第では、村民個々人の運命が変わるというぐらいの使命感・責任感を持った仕事をするということです。

また、すべての村民から期待されている、あるいは村民から負託されている仕事であり、常に現在及び未来の、村民が何を考え選択するかを何を期待されているのか、想像力を持って取り組むことと思います。

しかし、残念なことに村長の過去の要職時代を振り返ってみますと、言動や行動にその時々で変わり自家撞着もはなはだしいと思うが、どうお考えですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

私の要職時代とは、教育長時代のことだと思います。教育長に就任したのは、東日本大震災がありました2011年の10月です。今から約12年弱前のことです。当時は教育長として本村教育の充実、学力向上、そして小学校の統廃合や中学校の移転などに鋭意取り組み、誠心誠意対応してきたつもりであります。私の言動が自家撞着だと思われたことは残念な思いです。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 私が言いたいのは教育長時代、もちろんそうである。区長、そして議員時代のこの言動にですね、この自家撞着というのは、言ったことと、また次に言ったこととちょっとかけ離れたところがたくさんあるので、その辺を質問していきたいと思います。

まず、一番大きな問題は人材育成基金についてお答えいたします。まず、この人材育成基金について、教育長時代に30万円を、私から言えば、勝手にとしか思っておりません、その使った30万円の旅費についてはどうお考えですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 人材育成基金から30万円を支出して、海外短期留学先の視察へ行った件だと思いますが、教育長就任直後に海外短期留学実行委員会のほうから、ぜひ教育視察に加わってほしいということで、この人材育成基金を使って視察させていただきました。海外短期留学実行委員会が米国の大学に生徒を派遣する、送るわけですから、教育長としてはぜひ現地での大学の様子、この教育プログラム等を確認する必要がある、他の市町村、北中城村の教育長と議員、伊平屋村の議員と一緒に人材育成基金を活用して視察研修させていただきました。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） これはですね、教育長時代から再三言っております。まず、あなたが今、答弁

したこの研修はですね、そのもの自体は私は否定しませんよ、これはいいことである。しかし、この金の出所というのは間違っていないですか。その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） これも教育長時代に答弁させてもらっていますが、これは要綱に沿った形で、ちゃんとした手続を踏まえて支出しております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 大変な間違えた答弁をしていますね。教育長時代もそうでしたが。「要綱に沿ってやっています。」これは当時の要綱、11条を持っていますか。持っていないですか。11条に、助成の交付を受けようとする方は、1か月前までに申請しなさいですよ。最近では改正して変わっているんですが、当時は一月前までに申請しなさい。そしてこの12条で、申請したらこれは審議委員会に諮る。諮って初めて、じゃあこの方は該当しますねということで決まるわけですね。これは審議委員会で決定して初めて、この交付の決定をするわけだから、そういった先ほどの要綱に従ってというんだが、村長は何日前にこのお金を引き出してこの研修へ行きましたか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 十数年前のことですから、記憶にございません。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 悪いことはみんな忘れてよろしいんですがね、しかし、こういったものは記憶にはっきり、私は残っております。村長が、出発したのは4月8日、金を引き出したのが4月4日ですよ。4日前、先ほど一月前とあるんだが、4日前ですよ。そしてこれを審査委員会に諮りましたか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 審査委員会に諮った記憶はございませんが、審査委員会に諮らなくてもいい案件だと認識しておりました。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 記憶はございませんですがね、これは27年の12月1日、私の質問に、友寄教育長、「審査委員会は開いていない、審査会は開かずに決定している」とちゃんと答弁しているわけですよ。こういう答弁をしながら分からないというこのごまかしはやめてください。実際認識としてこの人材育成基金から、この研修に出す自体がもうおかしいことですよ。ここにいる皆さんみんな不信に思っていると思いますよ。

何で教育長であれば、ああいう子供たちのために研修に行くんだからさ、これはいいこと。僕は当時から言っております。そこにはちゃんとした旅費規程があるわけでしょう。何でこれを使わないでわざわざ子供たちのために積み立ててきたこのお金で研修に行くのか。だから要綱にも沿わないで勝手に引き出しているから、私は何回も質問をしているんですが、あるときは要綱にちゃんと沿っている。もうこれは平成22年9月1日発行だから、6月定例会で同じ質問に関してですね、私の問いに、教育長が研修申請したのが4月2日、出発したのが4月9日、これは明らかな交付要綱違反ではということで、友寄教育長、要綱に照らし合わせると、要綱に反してそのとおりであると。あなたこれ答弁しているわけですね、照らして、要綱に反してそのとおりで違反しているとあなた認めているわけですよ。そこで認めただが、次の質問で何と言っておられますか。「私もこの要綱、条例に基づいて行ってきた。返納の必要はない」と。同じ質問の中でさっき言ったことと、3回目に答弁するもので何でこんなところ

変わるのか。だから自家撞着も激しいと言っているんですよ。そこをもう一度聞きます。

この人材育成基金から役場の要職、村長をはじめ教育長、課長、職員がこの人材育成基金を使って研修旅行へ行くのは好ましいのか好ましくないのか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私は当時、短期留学実行委員会から要請されておりまして、関連する事業ということで私もこの人材育成基金から使わせていただきましたので、違法とかそういう認識はありませんでした。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 当時は違法という認識はありませんと言っているのだが、今は認識あるんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 現在も同じような考えです。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 少しは反省する気もないのか。まず、もう何回も言いますよ。人材育成基金から勝手に引き出して研修旅行へ行くというのはおかしくないですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 勝手にというか、この事業の目的と、海外短期留学の事業を適切に進めるためには、ぜひとも必要な視察研修であったというふうに認識しておりまして、違法とか不適切でないというふうに認識しております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） もう子供だましみたいは何回も言わせないでくださいよ。だから行く自体は間違っていないと言っているでしょう。この人材育成基金から使って行くのはおかしくないかと聞いているんですよ。これは妥当か、どういう育成基金の要綱を使ってやっているのか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 先ほどから申し上げておりますように、関連する事業であります。そして私も要綱に、多分記憶ではその他条項で教育長が認めるものについては支出できると、そのように記憶しておりまして、この要綱どおり支出させていただきました。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 今、「要綱どおり支出している」という答弁がありましたね。どこが要綱どおり支出しているのか。まず申請の日にちが間違っているし、審査委員会も開いていないし、これは要綱に基づいてやっているのか。今の答弁に。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 審査委員会に諮るのは、例えば海外短期留学を募集して、例えば2人のところに3名が応募したとか、そういうときに審査委員会に諮るものでございまして、私が視察研修に行くのは審査委員会を開かなくてもいいという判断でそれはされております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） この人材育成基金交付要綱の第何条にあるんですか。私が行くときは諮らなくてもいいということは第何条にあるのか。

- 副議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（友寄景善） 今手元に資料がないので答えられません。
- 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。
- 10番（大城佐一） もう1回冷静に言いますよ、もう血上がってきているから。いいですか。この人材育成基金の目的、大宜味村の子供たちのために、将来を担う子供たちのために使っていきますということで、平成19年12月議会で出されて、20年の3月で交付、条例制定したわけなんです。何で子供たちのためというのに、何で教育長、あなた子供なの？
- 副議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（友寄景善） ですから、海外短期留学は子供たちのため。その子供たちのためにどのような派遣先がどのような状況にあって、どのようなプログラムになっているかを調査する必要があります。こちらから子供たちを送り出して、どのような環境で短期留学をしているのか。どのようなプログラムがあるのか。安全なのか。そこら辺を教育長として確認する必要がありましたので、視察研修へ行ってきました。
- 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。
- 10番（大城佐一） 何回同じことを言わせるんですか。こうして行くのは大変素晴らしいこと。子供たちのために。現地へ行って、事前に悪いことはないか、いいあれはないか、調べるのは大変いいこと。だからこの旅費の出る元はどこなのかということを知っているんだって、今言っていることは間違いないよ、いいことですよ。何で職員もちゃんと旅費規程というのがあるじゃないですか。何でこれにちゃんと申請に基づいてこういうプランを作らなかったのか。
- 副議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（友寄景善） ですから、先ほどからも申し上げておりますように、関連する事業ということで、子供たちと同じように人材育成基金を活用して視察研修へ行かせてもらいました。
- 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。
- 10番（大城佐一） もう口が開いて、物も言えないぐらいがっかりしています。じゃあ教育長は子供たちと一緒になんですか、考え方も。今の答弁ではこういうふうにしかな聞こえないけど。だからもう一度聞きます。出張のこの予算の出所は、まずどこから出ることになっているのか。役場の職員、三役をはじめ、みんながやるときは。
- 副議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（友寄景善） 旅行の目的にもよると思いますが、村の予算の中から該当する各課箇所から支出しております。
- 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。
- 10番（大城佐一） もう卵が先か、ニワトリが先か分からないんですけどもね。これはっきり言いますよ。この30万円を返してください。私、生きている限り言いますよ、これは。これはまず村の三役、課長、職員がこの金を使って出張へ行くお金ではない。30万円を返して、今大宜味村の子供たちは頑張っています。派遣費とか、県大会でも優勝して行ったりしています。これに回したらすぐ忘れます。ぜひ返してくださいよ。このとおり、要綱にあなたたちは違反しているんですよ、違反。このときに、教育長時代。この4月、このとき村長は教育長時代は、9条の第6項に照らし合わせて支出したと。これは何回も言っています、何回も。9条の第6項というのは、この会長が認めたものということである

わけですね。これは一辺倒で言っているんですが、この9条の6項、このときに私たちが持っている例規集と執行部が持っている——執行部というより教育委員会が持っている例規集とは違うわけなんですよ。私たちが持っている例規集には9条の6項は載っていない。いいですか。この9条の6項というのは、あなた操作しているわけよ、つくっているわけですよ、勝手に。その辺の認識覚えていますか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 明確ではありませんが、事務手続をして改正して、公布がされていなかったのか差替えがされていなかったのか曖昧ですが、この9条の項目を決裁をもらって決定したというふうに記憶しています。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 大体記憶は当たっています。これは、村長が行ったのは24年ですからね、24年。行ったのが24年4月、こういうふうに当時の課長が答弁を、23年5月23日に第1回審査会議を開いたと。そこでこの9条の6項、これはないから村長も答弁ではっきり、この議事録に残っていますからね、これは26年の12月1日のあれだから、9月議会ね。そこで友寄教育長の答弁、「別表に第9条第6項の項目がなく、後ほど追加した。」こういう答弁をしているわけね。ないにもかかわらず、以前にこの9条の第6項を適用したと、何回も言っているわけですよ、何回も。なくて、この6項の告示をしたのがいつと覚えていますか。これは2年後ですよ、2年後。26年2月20日に大宜味村人材育成事業助成金交付金要綱を教育委員会訓令第3号で告示していますと。これちゃんと答弁しているんですよ、議会で。おかしくないですか。おかしくないの。これは例えば私の考えなんですけれども、9条6項ともう言ったもんだから、これのない、もう言葉は悪いんだが、どうまんぎて急に作って、そのまま使ったと。告示もしないで使っていた。そういう節はないですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私が教育長に就任する前から、これは手続はされておりました。教育長に就任してこれが告示の手続がされていなかったの、このようにタイムラグがあって、後ほどやったということで、私が教育長に就任する前に手続されていた事項でした。それで遅れて、気づいて告示したので、これはもう反省しますというふうな答弁した記憶があります。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） だからそういうことが分かっていたら、何で9条の6項でちゃんと交付要綱に従って行きましたと言い張っているのか。これはなければこれで使えるわけがないじゃないですか、告示もされていないのに。だから答弁があべこべになっているんですよ、だから言っているんですよ。先ほど言ったみたいに。そういうのをさ、村長なんだから、もう政治家なんです。一政治家。職員じゃないですよ。自分の政治姿勢を正して、言ったこととやることに一貫性を持ってやってほしい。これは……もうこれで時間が潰されるな。これはもう一度、僕やりますからね。あなた方、この30万円を返すまでは、僕が生きている限り言います。これは準備しててください。もう次に行きます。

次にですね、ワクチン問題についてお聞きしたいと思います。これは最初の頃ですね、初めてのワクチンでありました。村民もみんな不安であります。不安でありました、まだ。そこを住民福祉課からワクチンについて説明が議会でありました。そのとき村長は議員です。そのとき村長が発したことは覚えていますか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 記憶ありません。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） もうまずいのはみんな記憶ありませんで、いいかと思えますけれどもね。しかし、一村の首長なんだから、しっかり自分の言ったことに責任持ってください。じゃあ私が言ってあげます。議員時代の村長が言ったことをね。初めてのワクチンだから、どういものかも分からない。だから、前村長ね、前村長にモルモット——こう発言はしていないはずだけど、モルモットの的に村長から最初に打たせたらどうかということをお前は言ったんですよ。こういう記憶はありますか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） このような発言は全くないと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 全くない。何名か聞いていますよ、こっちの議員。ああなたが最初に言ったんですよ。「前村長から最初に打たせたらどうか」と、不安なワクチンだから。それをあなた言っていますよ、議会の中で。議会でも全協の中でよ、全協も議会の一環なんですよ。この全協の中で言っているわけですよ。そこを言ったにもかかわらず、案の定、前村長は最初に打ちました。あなた議会で何と仰っていますか、質問。「村民の命、健康を守るのが村長の大きな仕事の一つだ。村民を優先して接種させ、村長は後回しでもいいと、そういう気持ちにはなれなかったのか」ということを質問しています。自分で最初に打ちなさいと言いながら、こんな質問ありますか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私の考えとしては、村長から先に打ってほしいということをお言った記憶はないです。当時は本当にコロナウイルスが蔓延というか、非常に危機的な状況であったので、まずは村長がする前に、村民、早めにワクチン打ちたい人がたくさんいる。ですから村民を優先してワクチンを接種して、村長は後でもいいんじゃないかということは一一般質問しました。その件に関して、沖縄県知事とか公職の方もずっと後でワクチンを接種していますので、まずは住民から先に接種すべきだろうと。村長から先に打ってほしいということは、お言った記憶はございません。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） よく議会の場でうそをつきますね。まあ、うそも方便という言葉もあるんですけど、こういうところではうそも方便ではありません。自分の非は、このときにどういうことでお言ったか分からないけど、非は非、非というのは認めて、これから是正するのが村長のあれじゃないですか。全く記憶、お言っていないということをお断言しているから、聞いているんですよ、何名聞いたか。全協の中でお言ったんですよ、はっきり。全協だからちゃんとした録音はないんですけども、当時の住民福祉課長も説明した方は聞いていると思いますので、そこは自分のお言ったことははっきりやっってください。もう時間がないので次へ行きたいと思います。

結の浜の土地利用計画、そこに当初は中学校、予定地は北側であった。いつの間にか今の現在地に変更されているわけですね。これはどういう手続でやったんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 確かに当初は北側のほうに計画がありまして、場所的にもいろいろな問題があるということもあって、当時の副村長が、今あるところに持って行ってはどうかということで、それで現在地に決定したように記憶しております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） これも大変疑惑を生む、中央移転である。ひとつは、最初はこの中学校の移転だけだったわけですね、北側に。当時、学校移転問題で僕も、当時の教育長に聞いたら、中学校だけの移転では難しいという話を僕は聞いています。そこで持ってきたのが4小学校の統合問題。これも台風が偏西風によってさーっと行くみたいに、さーっと決めているわけですね。そこにも問題がある。そこで今、じゃあこれは次にまた回しますけれども、そのときに平成25年1月17日、大宜味村教育委員会教育長友寄景善、大宜味村長島袋義久、結の浜の土地利用計画の見直しについて依頼を出しています。25年1月17日ね。今の日付覚えてくださいよ。この計画書を見たことがありますか。あれからこれは出回っておりません。中身がでたらめになっていますので。その頃の大宜味村の結の浜はスポーツ拠点整備計画策定委員名簿、大宜味村教育長友寄景善、ちゃんと名前がありますね。その中でこの拠点整備計画の最終打合せが25年1月29日になっています。その中で一言も中央に移転すること、何の議論もされていない。これは1月17日に当時の教育長から出されているわけよ、1月の17日に。この最終整備計画が29日、中央にやりますということ何の議論もないわけですね。これは正しいと思いますか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） ちょっと記憶は曖昧ですが、この計画の中に移転の変更を今後検討していくとかそういうふうな文言も多分記されていたように記憶しております。確定じゃなくて、今後計画の変更もありうるみたいなことが確かにあったと思います。そういうふうに記憶しております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。時間が少なくなりましたので簡潔にお願いします。

○ 10番（大城佐一） あと4つぐらいあったんだけど、もう時間がないので、これはさっき言ったみたいに、何かやったという記憶があるんだが、一言も書かれていないですよ、これに一言も。これはあり得ることね、こういった正式な文書を17日に出して、しかも教育長ですよ。委員も教育長で入っているわけですよ。こんな文書を出しながら一言でもこういうことがありますかどうですかと議論させないの。全くでたらめ、だから考えたらこの文書も偽造しているんじゃないかと僕は思いますよ。その辺をよく考えて、また次の機会にやります。時間がないので。

○ 副議長（平良嗣男） 以上で10番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○ 副議長（平良嗣男） 議長、大城佐一議員の一般質問が終わりましたので、議長と交代のため、しばらく休憩します。

（午後 3時20分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時21分）

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

午前中の新崎悟一議員の一般質問の中で不穏当発言があると思いますので、会議録を調査して善処していきたいと思います。

本日は、これで散会します。
御苦労さまでした。

(午後 3時21分)

令和5年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和5年6月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年6月12日 午前10時00分)

散 会 (令和5年6月12日 午前10時37分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	米 須 邦 雄
総 務 課 長	宮 城 豊	教 育 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 2 9 号	大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例	質 疑 委員会付託
2	議 案 第 3 0 号	喜如嘉の芭蕉布事業基金条例	質 疑 委員会付託
3	議 案 第 3 1 号	大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について	質 疑 委員会付託
4	議 案 第 3 2 号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算 (第2号)	質 疑 委員会付託
5	議 案 第 3 3 号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	質 疑 付託省略
6	議 案 第 3 4 号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	質 疑 付託省略
7	議 案 第 3 5 号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算 (第1号)	質 疑 付託省略

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第29号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 前回の条例では、指定地域は条例事項だったんですが、今回の提案では指定地域は規則でうたわれているんですよ。なぜそうなったのか、そこを1点お伺いしたいと思います。

そして3条の便宜の供与、前回の条例では、便宜の供与は行うものとするということであったわけですが、今回の提案では、することができるということによってちょっと表現がダウンしているというふうに見るわけですが、まずこの2点からお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

まず、指定地域の件についてでございますが、指定地域は平成23年につくられた条例では、この条例の中に杣山地域と結の浜地域というものが2つ指定されておりました。細かい条例、住所とかそういった要件は入っておりませんで、規則のほうに定められていたものになっています。今回はその条例のほうからこの指定地域を除いておりますけれども、そのことについては、まずこの条例を作成するに当たってはいろんなところの情報を収集して作成をしておりますが、そのほとんどの地域においては指定地域というものがございません。まずそれを一つ考えているということですね。あと我々が今持っている公有財産、土地、建物施設というものがあまして、それが今分かっているところは、この地域、載せている地域を活用させていただくということ、これまで話し合われてきた中で、跡地にもなりますよということから指定をしていくということで、ただそれ以外にも指定地域となり得るだろうというところ。例えば喜如嘉にある診療所跡地であったりとか、そういったところもございますので、そういったところはまだ行政財産の中で残っている土地があります。またそういった建物も今後起こりえるだろうというところから、そういったところを今回の条例については、便宜の供与であったり、あとこれまでになかった雇用促進の奨励金、大宜味村が掲げる人口ビジョン、目標に向かっていくための措置が一番重要なところであるということも考えていますので、指定地域は今後そういったところも起こりえるだろうというところ、村長のほうで活用できるというところを確認した上で公募要項など定めながら運営していくというところ、今回は条例ではなくて規則のほうでさせていただいたところで条例から除いています。

あと、便宜の供与について、することができるということになっておりますが、これまではよく事業提案を受ける際に、例えば企画観光課に来て、各課のほうに事業提案をその都度受けたりするんですが、これは制度に沿った形で受入れをしているわけではなくて、話し合いをして受けて、そのまま何も無い状況で話し合いが終わったりするというのがよくあります。なので便宜の供与を図っているものは何なのか

というのが分からない状況があったりするんですが、情報を提供したりということもありました。なのでこれからは大きな話になりそうなものということをしかりと手続を踏まえて、こういう情報を与えていますよというところを分かるようにしたいということで、それがその手続に沿うと今後どういう状況になっていく。また、しっかりできるものでできないものと判断をしながら企業と接触していくことができると思いますので、そういったことであることができる。するものではなくて、することができるということで手続に沿ってやっていくということにしたいと考えているものです。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 便宜の供与については、することができるということで、前回の条例では行うものとするということで、これからするとトーンダウンしているみたいなんです。そうすると、皆さんの附則の2項で言われているこの条例は、公布の日から10年間の限定なる条例なんです。ただし書きがあって、現に便宜供与、助成措置を受けているものについてはその効力を有するという事は10年経過しても結構ですよという判断ですよ。することができるということは、やらなくてもいいということにも解釈が取れるんですよ。法令解釈はですよ。そう思いませんか。断定はしていないんですよ、することができる。することができるということはやらなくてもいいという解釈もいくんですよ、法令解釈としてはね。その辺を私はお聞きしたいんですよ。せっかく条例にうたうんでしたら、やっぱり断定してやったほうが、この条例は可決されたら一人歩きますから、判断いろいろあって、今後またいろいろ問題が醸し出したら困るからそういうことを言っているわけですが、それについてまたひとつお伺いしておきたいんですが。

それで、第5条の3号関係について、指定地域で行う事業で10人以上従業員を雇用していることということになっているんですが、それに関連して指定地域内にある喜如嘉保育所、塩屋保育所、まだ建物も両方残っていると思うんですが、村内で事業をやっている方々が、すぐやると思ってもなかなか10名以上の雇用というのは難しいのが現状だと思うんですよ、零細企業でありますから。その辺ちょっと疑問を持っているわけです。そういう方々には条例では10人以上の従業員を雇用しているということになりますから、それは村内にある零細企業関係については適用しませんよと言われたのと一緒なんです。目的が人口増とかいろいろ、さっきお話なんです、外部から雇用しても人口増える可能性もあるわけです、村内企業がやっても。その辺をひとつ疑問なんです。

それで今、指定地域である喜如嘉保育所、塩屋保育所等については公有財産の中で現在は行政財産だと思うんですね。しかし、施行規則の6条では、喜如嘉保育所、塩屋保育所は大宜味村普通財産貸付事務処理要領に基づく算定の10分の5というような書き方がされているわけです。現在、行政財産であればこれは普通財産に切り替えしないとこの規則も生きてこないんじゃないんですか。その点、どうお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 今、3点だったと思いますが、お答えいたします。

まず、この便宜の供与についても一度あったと思いますので、この便宜の供与がすることができるにしたのは、先ほどの説明のとおりではあるんですが、事業者が大宜味村に事業を提案したいというところでよく来ます。そのときにどういう事業者か分からないというところがよく起こっています。なので、まず事業計画書を提案してくださいとか、そういったことがあれば話は聞きますよということ

れまでやっていたんですが、それを正式な書類としてまず提出してもらおう。どういう企業なのかという情報もしっかりいただいて、審査を受けて便宜の供与も図るかどうかということをやっていききたいということで、今回はすることができると。これが企業があまりそぐわない企業であるとも判断になれば、便宜の供与は図らないというところにもなります。そういった御理解でお願いしたいと思います。

また、10人以上のという定めについてですが、こちらは中小企業とか村内の小規模ができないわけではなくて、やはり今回のものは先ほどの趣旨にもあるように、定住と雇用の促進というところから人口ビジョンに向けてやっていきたいと思います。我々は公有財産である村有地、建物跡地とかそういうものもこの趣旨を活用して事業を図っていききたいというところになるんですが、この10人というもののまず1つとして、労働基準法の中に10人以上を雇用する場合、雇用した事業者においては就業規則をしっかりと定めて、それを監督行政庁に報告しなければいけないということでした。定めがありますので、我々が公有財産を活用するときに公募要項をつくってやるときに、どういう企業かというところでどういう運用をしていくかということが分かる企業ということで、確認しながらやっていききたいというところがまず1つあります。あと先ほど話したような趣旨に沿ってやっていくということが10人の希望を定めさせてもらったというところになります。

もう一つは、喜如嘉保育所と塩屋保育所の跡地については、今現在は行政財産ということになっていますが、この条例が公布されたときに、これを普通財産に切り替えて手続を進めていくというところで、予定をしております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この指定地域について、規則に規定しているということに私は非常に懸念持っているんですよ。規則に指定地域をやると、もう議会の手を離れますよね、条例事項じゃないから。そうすると執行部において、言葉悪いんですが自由にできるようなことなんですよ。新たに入れたり、削除したり、規則の中では、長の職権でできるわけでしょう、規則ということは。そうすると、議会の議決に絡ませないということはどういう考え方かなと思っているんですよ、私は。議会の議決事項というのは地方自治法の96条に列挙されているわけですから、それで大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例というのがあって、その中の2条の定義では基本構想、基本計画がありますけれども、各行政分野における基本的な計画、前各号に掲げるもののほか、5年以上を一期とする村行政に係る重要な計画をいうと。それからすると、やっぱり指定地域というところというのは、議会に絡ませるように条例上で規定しておくのが私は順当じゃないのかなと思うんですよ。そして皆さんこれ、大宜味村重点施策内部検討委員会設置要項の中でそういう点も議論されたんでしょうか。今課長の説明だけじゃなくて、条例で規定すべきなのが、指定地域に対しては条例規定すべきなのが、私は施行は議会の議決に絡ませていくような、それが必要だと。後々紛争にならないような感じでやらなければいけないから私それを言っているんですよ。現在のようなものとやったら困るわけですよ。そうすると、じゃあこの前統合やって、各小学校のものはこの条例にうたわれていないけど、あれはじゃあどうだったんですかと。あれも行政財産じゃなかったですか。あれはこの企業立地促進条例とかに、前のものにも乗っかっていないわけでしょう。あれは別立てでやりましたということだったら整合性ないんじゃないですか、実際は。だからそういういろんな問題から醸し出してくるものですから、条例できちんとうたっていたほうが今後議会の審議にも関与できるからいい方向に行くんじゃないかと思っているんですが、ひとつ村長のお考えをお聞きしたいと思います。私の質疑は3回になりますので、これで終わります。

- 議長（大城佐一） 村長。
 - 村長（友寄景善） 規則に地域指定、今回から定めておりますが、先ほどからいろいろ指摘ありましたが、業務がスムーズというか、事務手続をスムーズにする意味と、それと他の市町村の例も絡めて規則に定めたほうが妥当ではないかということで今回提案させてもらっておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。
 - 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
 - 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第29号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第30号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第2 議案第30号 喜如嘉の芭蕉布事業基金条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
 - 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第31号の質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第3 議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
 - 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第4 議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） 16ページをお願いします。
3款1項1目社会福祉総務費、その中の報酬ですね、民生委員推薦委員報酬とあるわけですが、これは県負担金が2万5,000円、報酬は5,000円アップで3万円計上されているんですが、この民生委員推薦委員というのは村が負担すべきじゃなくて、全額県が負担すべき性格のものだと思うんですが、その辺ひとつ説明をお願いします。
- 議長（大城佐一） 住民福祉課長。
- 住民福祉課長（宮城 敦） お答えいたします。
この民生委員の報酬なんですが、まず歳出のほうの6,000円の単価につきましては、条例で定められた金額となっております。また歳入のほうの5,000円に、単価の5,000円につきましては、15款1項1

目1節の報酬の県の単価につきましては、県の民生委員推薦会負担交付要綱第2条によって5,000円という単価が決められておりまして、その単価に基づいて今回計上させていただいているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 課長、民生委員推薦会の経費というのは、従来どこが負担すべきかということですよ。報酬で民生委員推薦委員報酬と書かれているんですが、歳入で民生委員推薦会なんですよ。民生委員推薦会というのは、これは村が負担すべきですか。民生委員推薦会は県の負担でしょう。それが本当ですよ。条例でうたわれているから6,000円とかというけど、これとはちょっと違うんです。その辺また予算委員会で議論してもいいと思うんですが、民生委員推薦会に対してのものは県負担が順当ですよ。村が負担するものではない。財政法上からも照らしてごらん。私はそう思っていますけれども、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） 今、御質疑のありました件については、大変申し訳ありません。中身のほう、内容のほうを確認させていただいて、予算審査特別委員会のほうで説明させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号は、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第33号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第33号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第33号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第33号は、可決されました。

◎議案第34号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第6 議案第34号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第34号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長（大城佐一） 起立全員です。
したがって議案第34号は、可決されました。

◎議案第35号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第7 議案第35号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第35号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第35号は、可決されました。

-
- 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時28分）

-
- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時36分）

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に5番 宮城美和子議員、副委員長に6番 前田 孝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまです。

(午前10時37分)

令和5年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和5年6月14日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和5年6月14日 午前10時00分)

閉 会 (令和5年6月14日 午前11時55分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	同 意 第 3 号	教育委員会教育長の任命について	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第 2 9 号	大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 3 0 号	喜如嘉の芭蕉布事業基金条例	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 3 1 号	大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について	委員長報告 質疑～表決
5	議 案 第 3 2 号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6	選 挙 第 1 号	沖縄県北部医療組合議会議員の選挙	
7	意 見 第 1 号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書	提 案 説 明 付 託 省 略

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第1 同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 質疑に入る前に、米須教育長が健康上の理由によって辞職したいということがありますけれども、非常に残念だと思っております。

米須教育長は7年7か月、教育長としての要職を勤務されておまして、また米須教育長は琉球古典音楽に大変造詣の深い方でありまして、今後、またその技を生かして子供たちの指導でもやっていただければ大変幸いかなと思っております。長い間、御苦労さまと申し上げておきたいと思っております。

それで特別職の選任に当たって、村長の基本的な姿勢についてお伺いしておきたいと思っております。

今回の同意案件の提出に当たっては、本定例会中において議員と村長と2回にわたって話をされて、それで会期内での日程変更ということも余儀なくされてきたわけです。それで特別職の選任に当たって、村長として今後事前に議会に対してその方の人柄や選任に至った理由などを説明してやるのが筋ではないかと私は思っているんです。

なぜなら、私たち議員個々においても支持者がおります。支持者ともいろいろ話をして調整をすべき点も出てくるわけです。議会を開会してすぐ提案されてもなかなか支持者との話し合いとかそういうこともできない状態なんです。ですから、今後特別職の人事の選任に当たっては、事前に議会に対して説明をするのが私は道理だろうと思っております。村長の基本的な姿勢をお伺いして、質疑を終わりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

特別職などの村民の関心の高い人事の同意案件等につきましては、今後は議案書の作成の前、議会に提案する前に議員各位に説明させていただき、これを踏まえて提案するかどうか、要するに提案の要否を判断させていただきたいと思っております。

議員の説明に際しては、議員各位一堂に会して説明させていただきたいと思っておりますので、また議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思っております。今後このように対応してまいりたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第3号 教育委員会教育長の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第3号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時05分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。引き続き会議を開きます。

（午前10時06分）

◎議案第29号～議案第31号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第2 議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例、日程第3 議案第30号 喜如嘉の芭蕉布事業基金条例、日程第4 議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更についての3件について一括して議題とします。

一括して総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 6 9 号

令和5年6月14日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第29号	大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例	原案否決 賛成なし

事件の番号	件名	審査の結果
議案第30号	喜如嘉の芭蕉布事業基金条例	原案可決 全会一致
議案第31号	大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について	原案可決 賛成多数

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長（大城邦彦）** ただいま議題となりました議案第29号から議案第31号までの3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長、教育課長の出席を求め、6月13日午前10時から審査をいたしました。

はじめに、議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例について報告いたします。

本条例は、村勢の進展及び村民の福祉の向上に寄与することを目的とする8条から構成された条例であります。附則に、この条例は、公布の日から施行するとなっております。

本案については、質疑、討論はなく、賛成なしで否決すべきものと決定しました。

次に議案第30号 喜如嘉の芭蕉布事業基金条例について報告いたします。

本条例は、喜如嘉芭蕉布事業協同組合又は喜如嘉の芭蕉布保存会が行う芭蕉布事業の技の保存、継承、振興に資することを目的とし、喜如嘉の芭蕉布事業基金を設置することとなっております。第1条から第6条及び附則から構成され、公布の日から施行することとなっております。

喜如嘉の芭蕉布について、後継者がかなり厳しい状況があり基金を利用してもらい旨の質疑がありました。討論はなく、全会一致をもって原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について報告いたします。

今回の改正は、第4章 大宜味村の将来像、3 重点施策 2 公有財産の活用による産業の本文中の改正です。

本案については、質疑、討論はなく、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（大城佐一）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。

○ **9番（平良嗣男）** それでは、議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例についての報告書を見ますと、本案については、質疑、討論はなく、賛成なしで否決したとあるが、私は総務委員会ではありませんので内容は分からない。そのために質疑、討論はなくして、何で賛成なしであったのか。そこをお伺いしたい。

○ **議長（大城佐一）** 総務常任委員会委員長。

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長（大城邦彦）** ただいまの質疑に対して答弁いたします。

各担当からの説明の段階で、各委員から休憩中の質疑で内容を確認して、それで今回のこの委員会においてあえて質問、討論はなく、この件については賛成なしということになりましたが、なぜ反対して

いるのかという内容については、この条例の中に1,000㎡以上の村有地を議会を通さず村長だけの判断で各企業に対して貸出ししたり、そういうことをやっぱり議会を通してやるというのが筋ではないかということで、今回質疑、討論はなかったんですが、賛成はできないということで否決すべきものとしてみんなの意見として上がってきました。以上です。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の委員長の報告で、分からないことはないんですが、しかしながらですね、このように質疑もない、討論もない、そういう中で結局は賛成なしというようなことは大変おかしいんじゃないかと。せめて討論ぐらいはあるでしょう。この辺はどうかなと、私は大変不思議でたまりません。委員の全員が、もう賛成なしということであるからこれはこれでいいでしょうが、私としてはこのようなやり方はおかしいと思っています。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立少数）

○ 議長（大城佐一） 起立少数です。

したがって議案第29号については、否決されました。

これから議案第30号 喜如嘉の芭蕉布事業基金条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 喜如嘉の芭蕉布事業基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について、反対の立場で討論を行います。

本案は、第4章 大宜味村の将来像、3 重点施策 2 公有財産の活用による産業の活性化の本文中、「今後も土地利用計画にしたがって、それぞれの用地の整備を推進していく。」を、「埋め立て竣工計画時から、村の将来像の実現及び人口目標の達成と持続可能な地域社会づくりに向けて、用途変更を図りながら整備推進を図ってきた。南側の未利用地において大型宿泊施設の誘致に伴う調整が進んでおり、立地実現による村の経済効果及び雇用、定住促進に大きな期待を寄せている。」に改め、公有水面埋立計画図を削る。とあります。

村主催の2月8日の施策説明会や、4月18日の大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会では、殆どの参加者が計画に反対や疑問視する意見でした。「結の浜の分譲地を購入するにあたり村のホームページにある土地利用計画を確認した。そこにはホテル建設の予定がなく、この地に長く住むと分譲地を購入して移住しているが、土地利用計画とは違う流れに納得できない。静かな環境で暮らしたいと家を建て住んでいるのに、突然現れた大型宿泊施設誘致の話で計画と違うことがどんどん進んでいることは違和感があります。」、「堆積メカニズムはエネルギー平衡方程式を採用しているが、この中で抜けているのがいっぱいあります。波の流れで特に突堤を整備する部分、構造物を造ると波の乱流が発生します。採用したエネルギー平衡方程式は波が回っていく解析が抜けています。2015年版の農水省の資料を使っていると思うが、2020年に農水省は回析の部分が考慮されていないと見直しをされているのに、シミュレーションを行う方法の選定がおかしいと考えます。波が長年洗掘されていく方向になっていくので、まずはこの見直しを行っていただきたい。根拠をもって正しい方法なのか再度確認して頂きたいと思います」、「ホテルを建設し雇用を生み出す事ですが、人手不足は大きな課題となっています。県内のホテルでも人手不足で、どうやって雇用するのか。人件費がものすごく上がると言われている中で地域雇用をどのように確保していくかは大きな課題となってくると思います。」、「雇用促進奨励金についてホテルの為の特別のものか、村内のほかの事業者にも活用はできるものなのか」、「今回多くの意見が出ており私としても共感するところですが、事業を行ったときに良いことやネガティブなことが起こると思うが、それに対する責任はどこにあるのか」等の意見があったのに対し、村は「この計画のことがあまり知られていなかったということで、これまでも説明会を開催できていなかった部分は反省をしてお詫びを申し上げます」と陳謝し、「今回意見も頂いていますので内部で精査し、調整させて頂きながら改善できるところは改善を検討しながら今後取り組んでいきたいと思っています」と説明をしています。

しかし、村長はこども園の目の前にホテルが計画されているのは気になること、結の浜海浜整備基本計画の存在も知らなかったとの発言や、教育現場を預かる小、中学校長やこども園長に計画の相談や調整が無かったこと。また2019年に塩屋漁港航路浚渫の海砂の仮置問題で沖縄海岸国定公園内で自然公園法違反をしています。これまでに、海砂浚渫や養浜事業等の影響で河口閉塞、砂浜の浸食による自然環境の変化や生活・経済活動に村内で支障きたしている状況で、沖縄総合事務局河川課では県内で海岸の浸食が著しい大宜味海岸で現在、砂浜形成促進を目的とした調査を実施しています。やんばる3村が国

立自然公園の指定や世界自然遺産登録がされ、大宜味村も自然環境を生かした振興と国立自然史博物館を村内に誘致する活動を積極的に展開していますが、大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業計画は自然史博物館や国立公園の趣旨に反する計画で、自然と人の暮らしが織りなす地域の歴史や文化の攪乱を内外に宣言をしているものであります。また、計画の詳細が殆どの人に周知されてなく、文教地区への配慮や自然と人の暮らしへの影響への不安もあり、事業計画は村民を背く行為であります。

精査、調査、検討の報告も無いこの時期に、大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業実施を前提した大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更については、行政の暴走であり認められるものではない。反対せざるを得ません。どうか、本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第31号 大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、委員長報告、質疑、修正動議提出、修正動議の説明、修正動議の質疑、修正動議の撤回、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議 第70号

令和5年6月14日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 美和子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第32号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	原案可決 賛成多数

（宮城美和子予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城美和子） ただいま議題となりました議案第32号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として関係課長等の出席を求め、6月13日午後1時30分からの審査予定を2時間58分繰り下げ午前10時32分から審査を行いました。

議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の主な内容は、

沖縄北部連携促進特別振興事業（結の浜海浜整備事業）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

喜如嘉の芭蕉布事業基金費

等による補正で、148,174千円の増額補正であります。

議案第32号について、質疑、討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）について、修正動議を提出いたします。暫時休憩を求めます。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時30分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時32分）

○ 議長（大城佐一） 本案に対しては、8番 吉浜 覚議員からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 説明していきたいと思っております。

先ほどの内容については、議案第31号で反対討論したものに基づいて、関連しておりますので、それ

の後、この予算の問題を今説明していきたいと思います。

今回執行部から提案のありました議案第32号の13ページの2款1項5目、そして説明書のほうに二重丸で結の浜海浜整備事業があります。7,070万2,000円ですね。その説明の下のほうに報償費13万1,000円、それから委託料7,057万1,000円、その収支のものを先ほど修正議案で提出してありますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時34分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時36分）

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 私が修正動議を出したかがみの次のページです。議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案、議案第32号令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

第1条中「1億4,817万4,000円」を「7,767万4,000円」に改める。第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入で、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額「1億719万8,000円」を「6,019万8,000円」に修正、それから21款村債が補正額、今回提案されたのが「2,660万円」、私が修正を出しているのが「310万円」になります。そして歳入合計の補正額の提案が「1億4,817万4,000円」、私が修正したものについては「7,767万4,000円」です。

次のページをお願いします。歳出2款総務費、執行部が提案した補正額が「7,493万9,000円」、修正額が「423万7,000円」、14款予備費、執行部の提案額が「マイナス1,362万4,000円」、修正額が「マイナス1,342万2,000円」、歳入合計で執行部の提案が「1億4,817万4,000円」、修正額が「7,767万4,000円」。

そして次のページ、第2表地方債補正の一部を次のように改める。

ここは、執行部が補正後のほうの限度額が「1億9,170万円」のものを「1億6,820万円」に修正をしております。それから計が「4億590万円」の提案に対して、「3億8,240万円」の修正額としております。

あとは説明資料については、御覧になっていただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願ひします。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時42分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時45分）

○ 議長（大城佐一） 現在審議中の修正の動議について、吉浜 覚議員から撤回の申出があります。
議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の撤回の件を議題とします。

吉浜 覚議員から議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案撤回の理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚）

令和5年6月14日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

大宜味村議会議員 吉浜 覚

動議撤回請求書

6月14日提出した動議は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記

動議 議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案

理由 諸般の理由による

○ 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の撤回の件を許可することに決定しました。

これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎沖縄県北部医療組合議会議員の選挙

○ 議長（大城佐一） 日程第6 選挙第1号 沖縄県北部医療組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

沖縄県北部医療組合議会議員に10番 大城佐一議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました10番 大城佐一議員を沖縄県北部医療組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました10番 大城佐一議員が沖縄県北部医療組合議会議員に当選しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第7 8番 吉浜 覚議員発議により提出されました意見案第1号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

- 8番(吉浜 覚) 意見案第1号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5(2023)年6月12日

大宜味村議会議長 大城佐一 様

提出者 大宜味村議会議員 吉浜 覚

提案理由 子供たちが必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子供たちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、自治体による子ども医療費助成制度は、大きく広がった。現在、政府が自治体に対して行っている子ども医療費無料化に対する一部国庫交付金の削減を全廃し、一日も早い国の制度創設を求めるため。

「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

経済的条件にかかわらず必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要であり、多くの沖縄県民の願いでもあります。自治体による子ども医療費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっています。

2021年4月1日現在で、18歳年度末まで医療費助成をしている全国の自治体は「通院外来」で47.2%、

さらにこの勢いは加速しています。

いま高校生世代の困窮も問題になっており、子どもの医療費無料制度も18歳年度末まで拡充すべき状況です。政府は、いわゆる「異次元の少子化対策（試案）」で18歳までの医療費助成へのペナルティ（国民健康保険国庫補助金の削減）廃止をここ3年間の課題として条件付きで実施を表明しました。

今後より子どもの医療費無料制度を安定的に運営するためには、国の制度として創設するとともに、全国知事会、市長会、町村会も求めているように政府によるペナルティは直ちに条件を付けずに全廃すべきです。

沖縄県では多数のヤングケアラーも報告されており、子育て世帯でも多くのご家庭が困窮している実情があります。少子化対策や子育て支援、子どもの貧困対策の一環として、子どもの医療費無料制度を一日も早く広げ安定運用するために、以下の項目の実施を国に求めます。

1、こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、直ちに条件を付けず全廃すること。

2、18歳までの医療費無料化を国の制度として実現すること。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5（2023）年6月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書を採決します。

原案のとおり賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第1号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書は、可決されました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前11時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員